# 行財政改革の課題と国立大学の在り方

(報告)

平成9年6月

国 立 大 学 協 会 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

### □目次□

### まえがき

第一	一 部 行財政改革の課題と国立大学の在り方	1
第	二 部	5
1.	市場原理と高等教育の在り方	5
2.	国大協内部に評価委員会を設置することについて	9
3.	人文社会科学軽視は科学技術の衰退を招く	12
4.	人文社会科学と自然科学の在り方	16
5.	国立大学が果たしている役割	22
6.	国立大学と地域 ― 教員養成大学の問題も含めて ―	27
7.	国立大学における意思決定の在り方と学長のリーダーシップ	30
8.	現在の予算の在り方、単年度制度の問題点、予算・会計の問題点	33
9.	国立大学附属病院の問題点	39
10.	国立大学農水系学部附属施設の在り方 ― 演習林と練習船を中心に ―	44
11.	財政問題のために改廃の危機にたつ大学 — 外国の事例 —	49
12.	高等教育における地方国立大学の位置と使命 — 地方国立大学の視点から —	53
13.	国立大学のリストラクチャーへの一私案	56
14	国立大学のリストラクチャーへの一私客	- 59

国立大学の在り方と使命に関する特別委員会 名簿

### まえがき

わが国は、いま大きい転換期に立っている。その理由の一つは戦後50年、 比較的安定し、順調に発展してきたわが国の社会体制が様々な面で行き詰まり を見せているからである。そのため教育改革を含め、様々な改革が議論されて いる。第二に、この改革の一つとして財政改革が喫緊の課題となっている。そ れは政府が巨額な財政赤字を抱え、このままではわが国の経済は崩壊するおそ れが出てきているからである。そして第三に、世界もまた大きな転機に立って いる。戦後の冷戦体制崩壊後の国際秩序の混乱、爆発的な人口増加と環境の破 壊、そして経済、情報、交通などの急速なグローバル化である。このように世 界のメガトレンドは当然わが国の社会体制にも大きな影響を及ぼしつつある。

このような状況のもとで現在わが国では行財政改革が議論されている。もちろん改革は避けて通ることのできない重要な課題である。そのためには、高等教育機関も、できる限りの協力を行うべきであると考えている。しかしこの行財政改革は、新しい世紀の国際社会を展望し、わが国の一層大きい発展をもたらす方向性を持ったものでなければならない。「国家百年の計」と言われる教育にあって、このことはとくに重要である。しかし昨今の動向を見ていると、ややもすれば財政改革のみに関心が集中しているという危惧を抱かざるを得ない。

そこで国立大学協会では、本年3月に「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を発足させた。国立大学協会副会長、阿部謹也一橋大学長を委員長とし、様々な専門分野の委員によって構成された委員会は精力的な討議を行い、ここに報告書をまとめることができた。

この報告書の第一部は、委員会の統一的な見解であり、国立大学協会の理事会において基本的な合意を得たものである。第二部は個々の委員が自らの意志を述べたもので、その個性を尊重するため、敢えて意見の統一は行わなかった。

21世紀は「知」の世紀であると言われている。このような世紀にあっては、 学術の発展なしに、国家の繁栄は期待できない。従って高等教育を充実させ、 学術研究の一層の発展を促すことは、わが国の改革にとって不可欠の要素であ る。この報告書は、そのことを強く訴えるものである。

最後に忙しい中をご協力頂いた阿部謹也委員長をはじめ委員各位に深甚の謝 意を表する。

### 行財政改革の課題と国立大学の在り方

国立大学協会は行政改革会議等の問題提起を受けて「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置し、「行財政改革の課題と国立大学の在り方」について討議を重ね、国立大学の民営化等の提案に対して国立大学としての見解をまとめるべく努力してきた。特別委員会の討議は以下にみられるように多方面にわたっているが、本委員会としてはその議論のすべてを一つの形にまとめることはせず、冒頭の第一部において特別委員会としての意見をまとめ、第二部において討議された問題点について各委員の見解を示している。

### 第一部

わが国は現在大きな転機に立っている。巨額の財政赤字を抱え、健全な国家 経営が困難な状況にある。その意味で行財政改革は必要であり、避けて通るこ とはできない。しかし財政赤字削減の対象として国立大学の民営化あるいは独 立行政法人化等が話題になっている現在、国立大学としての態度を示しておか なければならないと考える。わが国が明治以来僅かな年月で欧米先進諸国に追 いつき、分野によっては追い越すまでに至ったのは何よりもまずわが国の教育 制度、特に高等教育とそこでの学術研究がわが国の近代化を押し進めるに当た って大きな力となったためである。それは科学技術の分野だけでなく、人文社 会科学の分野においても同様であった。特に高等教育においては厳正な入学試 験によって社会のあらゆる分野から有為な人材を集め、わが国の近代化を人材 面で支えてきたのである。旧制大学はいうまでもないが、戦後各地に設置され た新制大学においても高等教育を受けた青年が社会のあらゆる分野に進出し、 わが国の戦後の復興と社会の近代化の推進力となったのである。公立私立の大 学も既存の国立大学と共にこの面でわが国の近代化の推進力となってきた。特 に国立大学が家庭の所得、地域等に関わらず教育の機会均等を実現する上で果 たしてきた役割は正当に評価されねばならない。

現在わが国の高等教育制度と学術研究は大きな試練に直面している。財政赤字が累積されている状況の中で官と民の区分を見直す必要性が説かれ、国立大学の民営化が取り沙汰されている。現在進行中の行財政改革においてはわが国の学術研究と高等教育を将来にわったてどのように組織して行くべきかという問いかけがないまま、財政上の観点だけから議論されているように見える。国

立大学を民営化し、あるいは独立行政法人として位置づけるといった議論が出されている。しかし何の基本財産もないまま国立大学を民営化すれば各大学は授業料を上げざるを得ず、その結果低所得階層の子弟の進学は困難になり、教育の機会均等の原則は失われかねない。そのために有為な人材を社会の各層から供給する道を閉ざすことになり、わが国の将来に大きな不安を残すことになる。独立行政法人の実態はいまだ明らかではないから、その詳細にわたって議論する材料は与えられていないが、いずれの場合も明治以来百年以上かけて蓄積してきた研究と教育は大きな転換を迫られるであろう。

確かに国立大学のあり方には批判がある。各国立大学もその批判は謙虚に受 け止め、現在改革に乗り出している。国立大学の改革への意欲とその具体的な 方向については第二部に見られるように本委員会でもかなり具体的な議論がな されている。各国立大学は大綱化と規制緩和の方向に添ってそれぞれ独自に改 革を進めている。この機会にその試みがさらに急速に展開して行くことを期待 して頂きたい。しかし国立大学の設置形態を変更するという政策が今後どのよ うな国民を育てて行くのかという一国の将来に関わる教育の根本問題に触れる ことなく、上からの改革として強行された場合、わが国の将来に決定的な禍根 を残すことは明らかであろう。特に学術研究においては長年の蓄積が生命であ り、ひとたび中断されれば再び立ち上げるために膨大な年月が必要となる。そ のような事態はわが国の国際競争力を決定的に弱めることになるであろう。グ ローバル化が進む国際社会の中でわが国の将来は高等教育と学術の進歩にかか っている。財政赤字削減のために国の存立基盤を危うくしてはならない。わが 国の髙等教育費が欧米諸国に比しても公財政支出の中で極めて少ない現状の下 で、財政赤字削減のためにわが国の将来を誤ることがないよう関係諸機関に求 めるものである。

- (1)わが国の高等教育の在り方は国公私立各大学の設置形態を越えてわが国の将来を決定する最重要問題の一つである。現在行われている行財政改革はその影響の大きさから見て財政赤字の削減という観点からのみ進められてはならない。わが国の将来をどのようにして築いて行くべきかという議論の下で国民的合意を得るべきである。
- (2)現在国立大学の運営の在り方については批判が向けられている。確かに国立大学は資金の効率的利用に努める義務がある。各大学は現在それぞれ努力しており、大綱化や規制緩和の方向に添って改革が進められている。しかし日本の高等教育を担う大学の目的は国民の立場に立ってわが国の将来のために教育、文化、学問の面で国民の夢を実現して行くことにある。そのためには各大学の

研究と教育には独創性がなければならない。研究と教育において独創性をもち、 国民の夢を実現して行くためには効率のみに目を向けた改革は大きな成果をも たらさないであろう。わが国の科学・技術の発展の原動力はこれまでの学術研 究の中で生まれたものであり、大学における研究なくしてわが国の戦後の発展 はなかった。学問と教育の成果を効率のみによって計ることはわが国の将来の 国際競争力を根底から揺るがす危険性がある。

- (3)独創的な研究と教育が行われるためにはゆとりと具体的な目的が必要である。とはいえ国立大学の在り方は従来のままでよいとはいえない。自ら我が身を引き締め、国民の前でアカウンタビリティーを明示しうるようにする必要がある。国立大学は自らを厳しく律し、内部、外部の評価の組織を確立して行かなければならない。それは各国立大学ですでに部分的には行われているが、国立大学協会としてもその方向を強化して行かなければならない。
- (4)財政赤字削減のために国立大学の一部を切り離す形での「改革」も取り沙汰されている。特に現在の学問の在り方から見て人文社会科学系の学問と自然科学系の学問を切り離すことは大きな危険性をはらんでいる。それは自然科学そのものの発展をも阻害する危険性がある。それは基礎と応用、旧制大学と新制大学、あるいは大学院大学とそうでない大学、大学院、学部と研究所、研究センターの切り離しについてもいえることである。
- (5)また独立行政法人の可能性も探られている。しかし民営化の場合と同様に 設置形態を変更してもこれまで国立大学が果たしてきた役割を継承して行くた めには巨額な費用がかかることに変りはない。設置形態の変更自体は長年にわ たる学問の継続性に大きなひびを生じさせ、わが国の学問研究の国際競争力を 弱体化させる危険性がある。
- (6)わが国の高等教育は公的資金の投入が他の先進諸国に比べて少ない中で高い効率性を示してきた。それがわが国の戦前の急速な近代化を支えてきたのである。このような高度な高等教育機関を新制大学として各県に設置したことがわが国の戦後の急速な復興を支えてきたのであり、人材、情報、研究の面で地域の開発振興の拠点として大きな役割を果たし、わが国の中央と地方の水準の向上に貢献してきたことを忘れてはならない。
- (7)国立大学は現在学長のリーダーシップを確立し、大学運営を合理化し、意志決定の在り方を改革しようとしている。運営を合理化することによって新しい研究領域に敏感に対応し、国民の前でアカウンタビリティーを示せるように改革することは何よりも急務である。
- (8)わが国の高等教育を支える国公私立大学の関係についてもさまざまな議論がある。国立大学については私立大学との財政措置上の違いが議論の的となっ

ている。しかしこの問題は国立大学の研究教育条件を切り下げることによって解決されるべき問題ではない。むしろ私立大学を含めて、わが国の高等教育の水準を向上させて行くことこそ改革の原理とならなければならない。21世紀に向けて日本社会の改革の活力を知的に支えるものは何か、そこから議論は出発しなければならないだろう。

(9)世界各国の高等教育機関を展望してみても国立の高等教育機関を擁していない国はみられない。一国の将来は教育と学術研究にかかっているからである。 わが国の財政赤字削減という目的のために将来の発展の基盤を危うくすること がないよう要望する。

### 第二部

### 1. 市場原理と高等教育の在り方

#### 1. 市場原理について

市場原理とは多くの供給者と需要者が価格をシグナルとして、それぞれ供給と需要を決定し、それらが市場を通じて調整されることにより効率的な資源配分が達成されるという考え方である。

市場メカニズムが効率的な資源配分を達成するには、いくつかの条件が必要である。

第1は、市場支配を可能にする独占的なパワーが存在しないことである。独 占力のない数多くの供給者と数多くの需要者が存在することが必要である。

第2は、情報が完全であることである。通常、需要者に比べて供給側は当該 財・サービスの内容についてより多くの情報を持っている。この供給者と需要 側の「情報の非対称性」が機会主義的な行動を生み、資源配分を歪める。ある いは、「教育」というサービスを供給する際にも、需要側はどのような教育が 望ましいかについて十分な情報を持っていない可能性がある。そういった意味 における「情報の非対称性」が大きくないということが必要である。

第3は、不確実性が大きくないことである。基礎研究のように研究成果に関わる不確実性が大きすぎると、民間の事業者が流動性の制約(不確実性の高いプロジェクトには資金が付きにくいといった制約)などの理由により、研究活動に参画できなくなるからである。

第4は、外部性がないことである。外部性とは、適切な価格付けが不可能なため、市場による資源配分に委ねていると、過剰な供給、もしくは過小な供給が生み出される現象である。環境汚染や公共財の供給はその代表例であるが、これらの問題を解決するには公共的意思決定が必要になる。

これらの条件が満たされない財については「市場の失敗」が発生し、市場に 委ねるかぎり効率的な資源配分は達成されない。「市場の失敗」が発生する状 況の下では市場に代わる代替的な資源配分の工夫が必要になる。

市場に代わって政府が資源配分を担当するというのはそういった工夫の代表例である。道路、港湾、国防、警察、義務教育、環境など、いわゆる「公共財」の供給が市場経済になじまないという議論が多いのは周知の通りである。

ただし、ここで注意しておかなければならないのは、「政府の失敗」も無視

できない場合があるという現実である。市場の失敗を補おうとして、公的部門 が活動を始めても、競争原理が働きにくいので、かえって効率が悪くなるとい う「政府の失敗」の可能性がでてくる。

#### 2. 高等教育と市場原理

それでは、大学における教育や研究活動についてはどの程度市場原理になじ むのか、あるいは、なじまないのか。

市場が効率的な資源配分を達成できなくなる上記の要因のうち、第1の「独 占の可能性」については、大きな問題はない。世界的に見ても、特定の教育機 関が市場をドミネートするような状況は生まれていない。

第2の「情報の非対称性」の問題はかなり重要である。まず、教育・研究のあるべき姿について、市場の「投票」が正しい決定を下せるかどうか疑問がある。教育サービスの提供者から見て良心的なカリキュラムが生徒側から見ると「厳しすぎる」として嫌われるといった現象はしばしば起きている。すぐ役に立たない基礎研究や人気のない分野は、役に立たないとして切り捨てられる危険がある。さらに、仮に市場に望ましい教育・研究に関してそれなりの評価・決定能力があるとしても、教育・研究の詳しい内容について「情報の非対称性」があるため、望ましい資源配分が達成されないかもしれない。

第3の「不確実性」の問題も深刻である。基礎研究など、成果に関する不確 実性が大きすぎると、そのような研究については過小投資が起こってしまうこ とはよく知られている。この場合にも、何らかのより高度な教育的・政治的判 断が必要になる。

第4の「外部性」の問題も教育・研究への過小投資を招く。教育・研究がもたらす社会へのプラスの「外部性」を市場が正当に評価できないため、教育・研究への資源配分を市場原理にまかせておけば、どうしても「望ましい」水準を下回る投資しか行われないだろう。義務教育や基礎研究を国が義務づけたり、支援するのは教育・研究活動への過小投資を防止するためである。

歴史的に見ると、教育はしばしば国家の統治手段として使われてきた。国家がどのような教育政策をとるかということが、しばしばその国の性格や経済発展を決定づけてきた。その意味で、教育・研究について国家が何らの政策的決定もせず、市場原理にまかせるということは望ましくない。むしろ、国家は意識的に教育システムのあり方や資源配分について、一定の政策的判断を下すべきであるし、歴史的に見ても、どこの国でもそうしてきたというのが現実である。このことは義務教育などの初等教育のみならず、大学など高等教育、基礎研究体制についても当てはまる。

#### 3. 設置形態の問題

以上で見たように、教育や研究活動のすべてを市場原理に委ねるという考え 方は望ましくない。「情報の非対称性」「不確実性」「外部性」など、市場が 失敗する要素が大きいからである。

しかし、そのことは学校の設置形態をすべて「国立にすべきだ」という根拠には必ずしもならないことに注意しなければならない。国家が何らかの意思をもって教育・研究に関する資源配分に関与することは必要であるが、そのこと自体は教育・研究の実施主体たる学校や研究機関自体がすべて「国立」でなければならない根拠にはならない。大学が私学であっても、優れた教育カリキュラムを開発し、あるいは、すばらしい研究実績を上げる大学がでてくれば、そこに国の資金を投入すればよい。逆に国立大学の教育・研究の実績が貧弱であれば、そのような国立大学は存在価値がないだろう。

教育や研究にどれだけの予算を注入すべきなのか、様々な教育・研究領域に対して資金をどう配分すべきなのかといった教育政策の大きな枠組みを政府が決定するとしても、教育・研究の実施主体の間の競争、それに携わる教師や研究者の間の競争、奨学金をめぐる学生間の競争などについては「競争原理」を否定すべき理由はない。むしろ、現在のわが国の大学における最大の問題は、健全な競争原理が事実上ほとんど存在していないという点にあるといっても過言ではない。

事実、大学間の予算獲得をめぐる競争はきわめて限定的であり、大学間の予算配分から見た序列は固定化している。教師間の競争もきわめて微温的であり、業績の有無が処遇を変えるという要素は少ない。学生も入学は難しいが卒業は易しいことを知っているから、本気で勉強しない。奨学金の支給基準が依然として親の所得になっている(それもしばしば捕捉の不完全性から自営業者の子弟など偏った層への支給になっている)から、学生に金銭的な意味での勉学へのインセンティブは存在しない。アメリカの大学などでは、大学間、教師間、学生間の希少な資源をめぐる競争が熾烈であり、それがアメリカの大学の活力の源泉になっている点を十分に理解する必要がある。

#### 4. 評価制度の改革

このように考えると、現在の講座数や学生定員に基づく硬直的な資金配分方式を改め、大学間、教師間、学生間に健全な競争原理を導入することが大学改革の第一歩であるという結論に到達する。

競争原理が有効に働くためには、各大学、各研究プロジェクトごとの正当な 評価、教師に対する業績評価、学生に対する客観的な評価が必要になる。正当 な評価ができなければ、競争は起こらないし、教育研究は活性化しない。

現在の国立大学の状況を見ると、大学間の評価については一応文部省が行うことになっているが、専門分野が著しく細分化されている状況の下では、それぞれの分野の専門家でなければ研究教育に対して詳細な評価を下すことは困難だろう。文部省はそのような専門家集団を抱えているわけではないので、結局、予算配分は前年度実績を中心に積み上げていく、いわゆる「積み上げ方式」に依存せざるを得ない。そのため、前年度実績に対してどの大学に予算をより多く上積みすべきかという点に関して、科研費など、多少の裁量の余地はあるものの、大学間の序列を変えるほどの大きな変化はなかなか起こり得ない。

大学内の評価はもっと困難である。誰もが評価を下す実権を与えられていないため、教師の業績評価は採用・昇進時以外には事実上一切なされていない。 各大学、各学部ごとに自己評価制度が導入され始めているが、これによって客観的評価が可能になると考えることは楽観的すぎるだろう。自己評価と他人の評価をつきあわせなければ、真の評価は確立されないからである。

このように、業績に基づく処遇制度は事実上存在せず、国立大学教員の処遇はほぼ「年齢序列」に従って決められている。大学内の各部署間の資金配分も固定化されており、「頑張った学部」と「頑張らなかった学部」の差はほとんど表面化してこない。科学研究費補助金の配分が唯一の差別化のための手段となっているにすぎない。

学生の学業に対する評価は一応なされてはいるが、教師間の調整がなされていないため、学生は点の甘い教師の講義に集まるといった現象が起こりがちである。従って、一部の教師が学生に厳しくしようとしても、それは多くの場合、ざるで水をすくうような結果に終わってしまう。また、奨学金制度が依然として親の所得を基準にしているため、奨学金をめぐる学生間の競争は存在しない。

日本の大学を活性化するには、大学間、大学内、学生間の競争を促進するための適切な評価システムを確立する必要がある。これは国立大学を民営化することによって解決する問題ではない。現在の日本の私学が必ずしも理想的な教育研究上の成果を上げているとは言えないことからもこのことは理解できるだろう。大学改革の問題は「設置形態」の問題ではなく、すぐれて資金配分の問題であり、インセンティブの問題なのである。

(中谷 巌)

### 2. 国大協内部に評価委員会を設置することについて

財政制度審議会は、昭和52年以来国立大学に学部別授業料を導入することについて議論を重ねているが、今のところ結論は出ていない。理工系大学に奉職する者として、その議論の行方に神経を尖らせていたが、昨年発足した行政改革会議ならびに財政構造改革会議における国立大学を巡る議論の方向は、学部別授業料の問題等消し飛んでしまうような重大な方向へと向かいつつある。すなわち国立大学民営化論が、真剣に議論され始めているのである。両改革会議の性格上致し方無いことかとも思うが、わが国が明治の初期から僅か50年で列強の仲間入りをすることが出来たのも、また戦後ゼロから出発して50年で歴史上かつて無かったような経済的繁栄を築くことができたのも、全て教育に重点投資を行ってきたためであることが、殆ど考慮されていないことは極めて残念である。

しかしながら、高等教育を巡る世界の先進諸国の情勢を眺めると、いずれの国もほぼ同じ問題を抱えていることが分かる。すなわち、政府関係組織の肥大化、高福祉社会に対する国民の期待、環境保護等、膨らんでいく国民負担のなかで、教育、特に高等教育のための資金の量を確保することが非常に難しくなりつつある。その結果、英国にせよ、アメリカにせよ現在確保できる資金を、いかにして効率よく使っていくかという点で、国を挙げての議論が展開されている。わが国で現在進行中の議論も、これらの議論と軌を一にするものであると考えてよい。ただ、これらの国とわが国が決定的に違っているのは、彼らが如何にして教育を梃子にして、国際競争力を増すかという観点から議論を行っているのに対して、わが国では、専ら財政的収支バランスの視点からのみ教育資金に対する議論が行われている点である。欧米先進諸国の議論を見ていると、わが国の現在の議論は、将来のわが国にとって極めて危険な方向へ向かっているという感じがしてならない。

わが国の行政、財政構造両改革会議の国立大学の現状に対する批判は、国立 大学に経営マインドがなく、そのため競争的環境が殆ど存在せず、ために極め て無駄が多いのではないかという経済界、産業界の批判を代弁しているもので あるように思われる。一般国民の方は、国立大学がこれまで教育・研究に関し て挙げてきた実績を評価しており、それほどの批判の声を挙げていない。

しかしながら、一般国民は、国立大学がいかなる理念で教育・研究活動を行おうとしているのか、またどのような実績を挙げてきているのか等について、 殆ど知る機会を与えられていない。平成3年に出された大学審議会の答申に基 づいて、多くの大学で自己点検・自己評価が行われるような状況にはなった。 幾つかの大学では外部評価を実施しているところもある。これらは、出版物と して公表されているので、国立大学の現状を、その気になれば知ることが出来 るようにはなりつつある。しかし、現状では、点検・評価基準がばらばらなた め、国民が国立大学を横断的に眺め、それぞれの特徴を把握することは殆ど不 可能に近い。

最近、大学がアカウンタビリティーを備えるべきであるという意見がよく聞かれる。欧米の大学で、大学関係者が最も意識しているのが、このアカウンタビリティーである。要するに大学の中身を透明化し、外から見えるようにすることに最大限の努力を払っているのである。日本の国立大学は、最近企業等から導入される外部資金が増えたとはいえ、資金の約6割を国民の税金から仰いでいる。であるとすれば、国民に対する国立大学のアカウンタビリティーは極めて重要で、如何にしてこれを増していくかが今後に課せられた大きな課題である。その意味では、現在行われている自己点検・自己評価、さらには外部価もそれなりに意義のあることではあるが、国立大学全てを同一の基準で評価するシステムを構築していかない限り、国民に対するアカウンタビリティーを増すことは不可能であると思われる。

英国では、CVCP(Committee of Vice-Chancellors and Principals)とい うわが国の国大協に似た団体が、傘下にHEQC(Higher Education Quality Council)なるAgencyを持っており、ここが会員大学の質 (Quality)の調査 (Auditing)を行っている。この調査は、先ずCVCPが選んだ 3人のsenior researcher からなるチームが予め大学から提出された資料により、その大学 が(1) 何をやろうとしているのか、(2) 何故それをやろうとしているのか、(3) どんな方法でやろうとしているのか、(4) 何故そのような方法でやっているの か、(5) 何故その方法が最善であると考えるのか、(6) その方法がうまく機能 しているとどうして言えるのか、(7) いかにしてそれをさらに良くしようとし ているのか、の7点について調査する。次に、実際に3日間大学を訪問して、 30分から60分にわたる質疑応答セッションを25~30回行うとともに、150人ほ どのスタッフ、60人ほどの学生に面談を行う。これらの結果をまとめて、レポ ートとして公表するのである。これを読めば、誰でも、それぞれの大学が、ど んな大学で、何をやろうとしているのかを理解することが出来る。HEQCは、 この Auditing の目的は、大学のタックスペイヤーに対するアカウンタビリテ ィーを増すことと、大学の発展を助けることであると述べている。

この Auditing は大学の団体自体が自主的に行っているものであるが、英国では、文部省直轄のHEFC(Higher Education Funding Council)が、研究

費と教育費を分配するために徹底的に大学評価を行っている。こちらの方は評価の結果が点数方式で出されるという非常に厳しいものである。先のHEQCは Auditing によって、文部省による評価の点数を上げるための手助けを行っていると考えたほうがよく、その意味で種々批判もあるが、両者は一体となってうまく機能しているように思われる。

わが国では、昭和22年に設立された大学基準協会が、HEQCのAuditing にやや近い点検・評価を行っているが、ハード面に対するものが主で、研究者 個人個人や学部等の質に対する評価は殆ど行われていない。しかも、基準協会 は国公私立のさまざまな大学が会員であるため、統一基準は極めて一般的なものにならざるを得ない。国立大学間に競争的環境を創るためには、やはり国大協が率先して動くしかない。何と言ってもアカウンタビリティーである。そのためには、国大協内部に上に紹介したようなHEQCの Auditing を行う委員 会のようなものを、どうしても設置する必要があると思うがいかがなものであるうか。

(木村 孟)

### 3. 人文社会科学軽視は科学技術の衰退を招く

1993年サッチャー政府は30数校のポリテク校を大学に昇格させた。C.P.スノーが、かのリード講演「二つの文化と科学革命」において人文文化と科学文化の隔絶が純正科学と応用科学の上下関係を産み、戦後の技術革新にイギリスが立ち遅れることになったと警告し、伝統的教育制度の抜本的改革を提言してから35年後のことである。人文系は科学に無知と評したスノーの論説は国際的論争を巻き起こしたが、イギリスの、基礎科学は大学が担当し、応用科学、工学は専門学校に担当させてきた、いわゆる複線型教育体制の欠陥の指摘は共感を得て、「理工系学生数を人文系並みにしなければ工業化社会に大学は適応出来ぬ」(アッシュビー)をへて今回の大学改革に到った。

「これによってイギリス95国立大学はようやく日本の国立大学型になった」と言われるように、戦後の経済復興に成功を収めた日本の大学制度が、イギリス政府の改革目標となったことは紛れもない事実である。アメリカにおける工学部短期技術部新設は日本の工業高専を目標としたものであった。

ニーズ諸国の科学技術生産力向上を機に、いまや先進諸国は独創的新技術開発に鎬を削っており、わが国政府も高度科学技術人材養成ならびに基礎研究力 増強を目指し大学院を拡大強化、研究費増額の施策を実施しつつある。

ちなみに、わが国は年間工学士輩出10万人で、アメリカの7万人を凌ぎ世界第一位であるが、企業研究者数は35万人でアメリカの77万人の半数の第二位。理学士と工学士の比率は日本1対4であるのに、英米2対1、ドイツ1.5 対1と急速な工学増強にもかかわらず欧米は基礎科学優位であり、アジアは中国1対2、韓国1対1.3、台湾1対1.3に見るように工学優位となっているが日本は極端な工学優位である。現在、中国の工学士輩出数は日本と並んでいる。したがって理学士数は日本の2倍になっている。(ごく最近の中国からの学術論文数の急激な上昇に注目する必要がある)

現在進行中の大学院強化によって基礎科学分野の研究は著しく活性化されつつあり、かつ若い大学所属研究者層が定着増加する傾向を示している。かかる状況の中で、行財政改革の一環として、国立大学の設置形態を変更する試案が急速に浮上してきた。試案をめぐって「財政改革のために国立大学を民営化し経営努力に期待するが、理工系は科学技術振興上別扱いとする」といった意見があった。

かかる理工系重視の議論は、特にわが国においては、科学技術振興の観点からも、その基礎研究強化の観点からも、的を射たものではないし、かえって逆

の結果をもたらす危険すらある。

第一に、現在高度化しつつある科学技術は、従来の産業構造を根底から覆しつつ、情報環境技術に見る如く社会全般否地球規模への広がり、医療技術に見られるように生命倫理にまで関わるなど、量的質的変革のさなかにある。すなわち、近代技術は基礎科学に直結度を増すとともに、いまや人文社会科学に急接近しつつあるのである。今後の科学技術者は、きわめて総合的観点からの技術の展開応用の能力を持たねばならない。北陸先端科学技術大学院大学の知識科学研究科、東京工業大学の社会理工学研究科あるいはノースウエスタン大学の工学ビジネス大学院コースなどの新設はかかる観点に基づくものである。事態は明らかに人文社会科学、自然科学、応用科学の相互乗入れ、あるいは連続化の方向にあり、研究教育体制において理工系を隔離することは科学技術者養成にも悪影響をもたらすのみでなく、今後の科学技術の発展を妨げる。

第二に、わが国においては、「理工系」を「応用科学、工学系」と同一視する傾向が強い。わが国において理工系を別格とすることは、したがって、ますます理学系を工学系に埋没させる危険性がある。基礎研究の強化とは、わが国の大学においては理学部系の拡充強化を特に意味することは、上述の国際的な理工比率からも明らかである。たとえば、現在インドの情報科学分野での進出がわが国に脅威を与えているが、わが国における理学部数学科数の少ない事実に大いに注目する必要がある。理と工の適正なバランスを考える必要がある。

第三に、今後の科学技術振興は、わが国経済の根幹に関わる課題である。単に科学技術者の量と質のみの向上によってこの課題は達成されるものではなく、科学技術全般のコントロールをなし得る政治、行政の力がきわめて大きな役割を担う。現状は極めて不十分であり、かつてのイギリスにまさるとも劣らぬ人文社会系知識人の科学技術無知の状況にある。科学者を集め資源を投下さえすれば、科学技術の成果が上がる、と考える経済学者すら存在している。たしかに、技術的困難のみ残っている特定課題の解決には、この方法は成功する確率が高い(たとえば、マンハッッタン計画や、核開発)。しかし、創造的技術開発にはまったく適さないのである。日本の科学技術史、科学哲学分野には優れた研究者が存在するが欧米に比べて極めて少数である。理と工のインバランスは学術研究面における人文系の劣勢をも招いている。これらすべては、政治行政に携わるジェネラリストの質的問題といえるのであって、今後の大学教育における人文社会系教育の課題であろう。

### 大学の研究機能は一日にして成らず

大学の基礎研究とは、言うまでもなく目的を内在するものであり、外在化した目的をもつ企業あるいは研究機関における応用基礎研究と異なり、目標設定から方法の選択すべて研究者個人の自由な発想に委ねられる。優れた大学には優れた多くの教師がおり、そこから優れた研究成果と優れた後継者が輩出する、という構図は世界共通の事実である。すなわち、研究者集団の力量は所属する研究場に永年に培われた「共通感覚」(中村雄二郎)あるいは、「暗黙知」(マイケル・ポラニ)と呼ぶべきものの質によって決定される。後者は、永年にわたる優れた研究者の知識創造を目的とする(したがって、目標設定も採用方法にも定型がない)研究実践の多くの失敗を含む経験の蓄積から抽象化された明示し難い研究ノーハウであり、研究室、研究室群、学科スクールの無形の財産として保有されるものである。したがって、このような「暗黙知」の形成には長年月の努力を必要とする。知識創造が歴史のある少数の大学に所属する研究者に独占されている観を呈しているのはこのためである。確立された知識を伝達することは容易であるが、知識創造能力を付与することは容易なことではないのである。

原子核を発見し英国科学界の頂点にあったラザフォードはニュージーランド 人であった。「それなのにどうして、ニュージーランドには見るべき科学が存 在しないのか?」と問うた人に対するマイケル・ポラニの説明は上記の「暗黙 知の存在と不在」であった。

日本における物理学研究の確立は1910年ごろと推定されている。1880年代のお雇い外人教師赴任に始まり、数年以上の長期滞在留学生の帰国による日本人教授誕生と増加。後者による教育研究の開始から第3世代に至って研究者数と研究発表数の増加が指数関数的増加曲線上(現在の先進諸国の状況)に載った。これが1910年ごろである。日本内のみの研究訓練を土台に湯川、朝永、福井、江崎のノーベル賞受賞研究が1930年代から1950年代に生まれた。化学系における野副、赤堀らもまた旧制帝国大学卒業者であった。これに対しアメリカでのみの教育研究訓練から生まれた物理学ノーベル賞受賞者は朝永博士と賞を分かったシュインガー、ファインマン博士らが最初であるとされる。日本の物理学研究は極めて短期間に緒についたと評価しえるのである。

基礎的知識が確立されている特定の技術的課題の解決に対しては、新しい実験室に研究機器を揃え、必要な数の研究開発者を集め、十分な資金供与をすることは、有効である。先行技術のある核開発その他の兵器開発が技術後進国に

おいても可能であるのはこのためである。しかしながら、先行技術が無い場合、 たとえば、特許情報のみしかない場合(技術ノーハウの無い)には、基礎科学 者、応用科学者の参加が必要となり、相当高い科学技術力の蓄積が無い国では 成功しない。わが国が戦後の技術改革に成功したのは、戦前までの基礎から応 用技術までの蓄積のおかげである。しかも、大量の工学士と工学修士が研究機 能を持った大学から輩出されたからである。

しかしながら、現在の科学技術における先進諸国間の競争は創造的新技術開発に焦点があり、基礎科学研究の展開能力を欠いては進展しないことが明白であり、わが国において特に基礎研究の拡充強化がなされているところである。

先進5カ国について、科学技術に関連する学術研究力の国際比較を行ったバートン・クラーク(1995)によれば、各国の大学の特徴は、

日本=応用重点大学

アメリカ=大学院重点大学

ドイツ=研究所重点大学

イギリス=学寮重点大学

フランス=学問優先大学

であるという。日本の大学は巨大な工学部を持つ点が国際的に際立った特徴であるという。企業における研究成果にまでも日本の大学は学位を授与しており、きわめて応用を重視している点も特徴的であるという。日本の大学は応用を重視する点ではアメリカの大学に優るという。逆に基礎科学の弱さ、アカデミズムの希薄さを指摘しているともいえる。

言うまでもなく上記5カ国における大多数の大学は上記に挙げられたような特徴を持っているわけではない。アメリカにおける大学院研究大学は50~100大学、イギリスにおける典型はオックスフォード、ケンブリッジである。ドイツでは古くからのフンボルト型大学である。このほか大多数の一般大学が各国に存在している。しかしながら、上記特徴をもつ少数の大学群が各国の大学の頂点にあり、優秀な学生と資源の集中度が高い。他の大学群が大なり小なりこれらの大学を目指しつつ向上の努力を払う構図は共通している。日本における上記大学群は言うまでもなく旧帝国大学ならびに少数の国公私立大学である。

したがって、大学改革においては、その効率上の欠陥、運営上の欠陥その他多くの課題を日本の大学は是正すべきである。と同時に、歴史的体制に固く結び付いており、しかも永年培われてきた無形の力量における特徴というものは一旦破壊されれば回復に長年月を要することに、十分注意する必要がある。中国の文化大革命が教育機関に与えたダメージの大きさは計り知れないものである。 (慶伊 富長)

### 4. 人文社会科学と自然科学の在り方

平成9年3月17日日本経済新聞に発表された一瀬智司石巻専修大学経営学部長の「国立大学に市場原理を」という論文は、恐らく、財政審、行革審、財界等の大方の意見であろうと思う。この中で、"日本の国策として技術立国を指向しており、これには特に理工系の基礎・応用学力の向上や大学院、研究所を中心とする学術研究開発能力の向上を必要とし、人材育成には多額の予算が必要であり、このため国家財政、地方財政の重点配分が必要で、国公立大学の学部教育と区別して考慮する必要がある。"と強調している。

この観点は恐らく、政府・財界の共通した意見であり、世間的にはかなりの 説得力を持っており、国立大学の理工系の中でも賛意を表明する教官も多数い ると考える。

しかし、この考え方は「大学の使命」を単なる、知識の伝授、技術の教育の 面のみに限定し、大学本来の使命である「総合的な人格・教養の育成と、真に 学問の発展と創造を図りつつ、創造性が発揮できる、豊かで応用力のある基礎 知識の創生を図る」という目的に反する。大学の理工系学部・研究科が、単な る営利的・即実的な技術革新のための教育・研究開発機関となること、またそ の方向に走ることは理工系の学問自身にとっても不幸なことであり、真の学問 ・技術の発展を阻害する。

国大協は「国立大学の使命」或いは「21世紀を展望した大学教育の使命」として、この観点の危険性を指摘し、正しい科学・技術の発展の方向を示すべきである。

1. 産業界の教育改革への強い要請の背景として次の3点が上げられる。①わが国の企業の技術開発力に対する、不安感=自信のなさが大学の研究の持つ多様な応用研究への「萌芽性」に期待を懸け、その期待が、「産・官・学」の協力、ベンチャー企業の創生のかけ声となっている。②高等教育と萌芽的技術開発に対するコストをそれぞれの企業では負担できなくなっていること、および通産省主導のナショナル・プロジェクト方式(産・官が主体で学は副次的存在)では技術開発に限界が来ているとの認識。さらに③日本固有のOJT (On the Job Trainning)システムでは、発想法の転換を図るような、独創的な技術革新が出来なくなってきていること。言い換えれば、終身雇用体制の良い面がブレーキに成りつつあることである。

「以前、ある種の企業では"大学は学生に余分な教育などしなくてもよい。有能な人材を送ってくれれば企業で役に立つ教育をする。その方が企業の技術開発に役立つ"と豪語していたが、今ではそのような声はほとんど聞かれない。」

これらの動きを背景として、科学技術基本法の制定、科学技術基本計画の閣議決定等となり、理工系学部への多様な(文部省以外の公的な)研究資金の導入、萌芽的研究の促進、ベンチャー起業の育成が叫ばれ、文部省も主要大学にベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを設置し、「ベンチャー精神」の教育というかけ声を懸けている。このような急速な変化は、理工系学部・研究科にとって、豊富な研究費の導入という面から歓迎されつつも、研究費導入の研究分野ごとのアンバランス等ある種の混乱を招きつつある。勿論、この種の混乱は理工系学部・研究科自身が克服し、大学の研究に相応しいバランスのとれた体制を整えるべきであり、その方策を模索し、実行しつつあることも事実である。

特に工学の分野ではこの種の「萌芽的研究の育成」、「開発研究への展開」、「起業化」等は非常に重要である。しかし、一方において、大学の使命は教育=人材の育成と、研究=基礎的研究(企業のいう基礎研究と異なる)であり、企業の研究所とは本質的に異なっている。産業界の国際競争の第一線に大学の研究が参加し、その成果をもって国際市場で競争し、貿易戦争を戦うことは出来ない。

「練習船に練習生を乗せて、駆逐艦のように海戦の先頭に立って、戦うようなもので、大学の使命は人材の育成と基礎研究であり、その役割は輸送船団的であり、国の基本的な生産体制の整備にある。」

産業界の短期的な、利益=結果重視の方向性の強い研究開発、研究の活性化は非常に危険であり、徒に混乱を招き、結果的にわが国の産業・技術基盤の拡充に反することになる。一見無駄と思われる、基礎研究・教育こそがやがて次の革新的な技術を創生すること、そのために高等教育・基礎的(萌芽的をも含めて)研究の発展・活性化には多くのコストが掛かるという原点が見失われつつある。

国立大学が「国家的な使命」を果たすためには、産業界の展望なき改革=近視眼的な改革論に対し、大学が果たすべき立場を明確にすべきである。

2. 21世紀の世界を先導し、わが国の産業が真に求める技術、21世紀の社会に

貢献する科学はこれまでのように、個々の優れた技術あるいは個々別々に良い製品を開発する開発研究とは本質的に異なるはずである。この変化に対応出来る、人材の育成と研究こそが真に大学に求められていると認識すべきである。また、理工学系大学における大学院重点化の目標は、まさにこの点にあると認識している。

第二次大戦後から今日までの技術革新は、良い製品を安く生産すること、そのための個々の科学・技術の発展が、即、社会の発展と人類の福祉に役立ってきた。またそのための大学教育のシステムであった。いろいろ議論があり、問題もあろうが、戦後のわが国の大学教育の体制:前半2年の教養部(教養科目=人文・社会・自然と語学と体育)、後半2年の学部専門教育、さらに大学院修士課程2年間の高度専門教育(あるいは専門性への適用性の教育)が今日のわが国の産業の発展に大きな貢献をしてきたことも事実である。

しかし、21世紀を先導する産業・科学はもっと総合的な Integrateされたものである必要があることは共通した認識である。そのための教育改革をいま各大学は模索し実行しつつある。

「例えば、プラスチックスの開発についてもこれまでは耐熱性の良い、ある目的に適合した物質を創生すれば新しい製品に結びつき社会生活を豊かにするのに役立ったが、現在要求される技術は性能として優れているのみならず廃棄・処理が容易にでき、社会環境(自然環境と共に人間社会環境)を真に豊かにするものでなければならない。これはあらゆる製品、化学製品のみならず自動車等にも要求される技術である。現在、国会等で議論されている、臓器移植の技術と脳死の問題、畜産技術としてのクローン動物の製造と社会倫理の問題等々、科学としての技術開発のみでは解決できない多様な問題を包含している。」

現代が要求する技術は、単に科学としての技術開発のみの問題ではなく、同時に人文社会科学における問題を包含しており、両者の問題を共にクリアーする技術でなければ「21世紀の社会を先導する技術」とはなり得ないであろう。これには新たな人文社会科学と自然科学の協力・融合が是非とも必要である。従って、今、大学が教育すべき新教養教育は50年前のものとは異なり、例えば「地球環境」としての自然科学、「人間社会の在り方」としての生命科学、「大学、「科学と人間社会の調和」としての社会科学のような広い視野の全人教育が要求され、各大学では現今の教育改革でどのような「全人的な新しい教養教育」をすべきか真剣に模索している。かつての個別的教養教育とでも言うべきものはむしろ専門教育の中で専門教育との関連で行われるべきものに変質

しつつある。

3. 理工学部、特に工学の観点から考えてもわが国の産業技術が真に「日本システム」として世界に定着するためには、工学と人文社会科学との連携・協力が必要である。このシステムは工学のみでは決して構築できない側面を持っている。

 $\left( \left( 1 - \frac{1}{2} \left( \frac{1}{2} \right) \right) \right) \right) \right)}{1 \right)} \right) \right) \right) \right) \right)} \right) \right) \right) \right)} \right) \right) \right) \right) \right)$ 

「現在、東南アジア・中国等への技術輸出はわが国の最高技術を輸出すればよいというのではなく、その社会に如何に適合した技術を輸出するかと同時に、輸出国の社会の発展と共にその国の立場で技術革新するシステムを輸出することである。単なる技術輸出の時代や、単なる低労働力を求めた生産工場のジプシー感覚では、起こりつつある産業の空洞化を克服することは出来ないし、アメリカのスタイルでわが国の産業の空洞化が防げるとは思えない。」

情報産業の分野でもわが国の技術はハードには強いがソフトには弱いことは 残念ながら万人が認める所である。「ソフト=システム」開発は理工学的なセ ンスのみでは不可能である。ここにもわが国の産業技術体制の欠陥が現れてい る。人文社会科学の観点の工学への導入が、必要である。

近年のヨーロッパ、特にフランスを中心とした「工学系の学生に経営学を教える」というビジネス大学院の動きは、この視点の延長上にあると理解している。

わが国の産業は「もの作り」には強いが、「システム作り」には全く無防備である。このことはJISという優れた規格を持ちながらIS09000、IS016000等でわが国の産業界が振り回されている現状を見れば、わが国の産業技術「もの作りの技術」にシステム=人文社会科学的な視点が欠けていたことが理解できる。

4. 大学における人文社会科学も自然科学も変貌しつつあるとき、21世紀を先導する科学技術が求めている視点に対応出来る教育・研究体制を維持発展しなければならない。現在の国立大学のシステムに多くの問題があるにせよ、総合大学には文系・理系が必要に応じて日常的に、共同研究のプロジェクトを組むことが出来る体制、素地がある。国立大学や総合大学のリストラの視点の重要な課題の一つは、いかにして理工系と文系の融合を図り、総合的な教育・研究を発展させ、21世紀を展望した社会の要請に応えるかにある。国立大学においても「学部自治」の強い壁は破られつつある。今、あらゆる学問・技術の研究

分野で人文社会科学と自然科学の融合・協力の方策が模索され、少しずつではあるがその体制が整えられつつある。このような体制の整備には、まず、人文社会科学系、自然科学系とも同じ学部・研究科組織を持ち、同じ設置形態(国立機関)であり、程度の差はあっても同じ土俵で、平等に研究資金を得る体制に裏付けられていることが重要である。現在でも、大学の研究室と私企業との間とで真に有効な共同研究体制を組むことが如何に多くの労力が必要で、大変であるかを考えると、異なった組織形態での人文社会科学と自然科学との連携・融合はさらに困難となることが予想され、そのような試みをする余力は現在の大学にはないであろう。

とすれば、今、大学の人文社会科学系と自然科学系で設置形態を変えることは、国立大学という機構の中で生まれつつある、人文社会科学と自然科学の連携・融合という機運を改革という名の下に阻害するものであり、21世紀へ向けての人材の育成、新産業創生への必要な技術の開発にとって重要な教育・研究の基本体制が崩れることになり、これは、国家的に非常なマイナスであり、国家が求めている技術革新・求めている創造的人材像との方向と逆行する。

このような観点に立った、教育・研究が他の研究所や民間研究所等で国立大学で現在模索されているより、有効に、かつ活発に行われているかといえば、 疑問視せざるを得ないのが現状である。ある意味では、ここに国立大学の特に 総合大学として果たすべき重要な使命がある。

現在の国立大学という形態は、また学部自治の強いわが国の総合大学には問題があるにせよ、国立大学という形態を維持しつつ、学問・研究の発展を見極めつつ改革を行うことこそ、財政的にも社会的にも最も近道であり、経済的である。国立大学という設置形態を改め、ゼロから人文社会科学と自然科学が連携した研究環境を構築するには多大な資金の投入と労力を必要とし、その財政的な負担は莫大なものとなろう。

しかし、一方、そのための国立大学のリストラは大学人に課せられた大きな 責務であることは当然である。

5. 教育は「国家百年の計」といわれる。産業界の短兵急な、目先の議論や、 行政改革会議の近時の財政問題(現在わが国の財政状況は危機的であることは 認識するが、わが国の経済状況が活性化すれば財政問題はなくなるのではない か)のみにとらわれた改革が如何に危険で国家の存立を危うくするか、国大協 としてはっきりものを言うべきである。

「この種の誤りは身近に幾つも挙げることが出来る。基礎医学における 免疫学、ウイルス学などの発展の陰に隠れて、大学での「細菌学」がと もすれば軽視され、現在の O 157事件等で「細菌の逆襲」と警鐘が鳴ら されており、化学の分野でも戦後、錯体化学の発展の陰でかつての無機 化学の講座がなくなり、セラミックス工業の新たな世界的な展開時に無 機化学の研究者がほとんどいなくなったこと等の例は多数存在する。」

今回の「まず国立大学の設置形態を変える」という短兵急な改革は非常に危険であり、その影響はこのような個々の分野の問題ではなく体制そのものの問題であり、一度破壊された体制を再構築するには莫大なエネルギーと費用と多くの時間が必要となることを認識すべきである。

(野村 浩康)

## 5. 国立大学が果たしている役割

現在の国立大学に対する諸批判はそれぞれ聞くべきものが少なくないとはいえ、実はそれを列挙して具体的に検討してみると、誤解に基づく点も少なくない。あるいは誤解でなければ、非常に限られた側面からみた局部的な批判が多いともいえよう。そうした批判の多くは、敷衍してみれば結局は互いに矛盾する点も少なくない。国立大学というシステムの効率性、有効性が問われているとしても、あくまで現実をトータルに正確に把握し、国立大学の役割を評価したうえで、その改革の方向が議論されねばならない。

現在の国立大学が果たしている役割については次の2点が重要である。第1 は、わが国の学術研究の中核としての機能である。市場機構が必ずしもそのま までは達成し得ない、教育研究の質の保持向上に国立大学は大きな役割を果た してきた。第2は、教育機会の均等の達成である。機会均等よりも個人的な責 任を原則として社会のルールを再構築しようとする志向が生じているのは理由 のないことではないが、そうであればあるほど、自由と責任の基礎となる能力 を身につける教育機会については、なおさら均等が保証される必要が大きい。

以下ではそうした視点から、現在の国立大学が果たしている役割を確認する。

#### 1. 学術研究・教育の中核としての国立大学

(1) 学術研究の中核としての役割

国立大学は日本の学術研究の中心として大きな役割を果たしてきた。その役割の規模をまず確認しておきたい。

研究活動を大学の設置形態別に体系的に評価することは必ずしも容易ではない。そうした観点から一つ着目されるのは、科学研究費補助金の配分状況である。科学研究費補助金は、常に高い競争の中で、日本学術会議によって選出される選考委員によって選考される。科学研究費補助金を受給した研究グループの代表者は大まかにはわが国の学術研究を中心的に担っている研究者とみなすことができよう。その所属別の分布を集計すると、国立大学所属研究者は、分野別にみれば6~8割を受給しており、全領域では7割強を受け取っていることがわかった。実際に国立大学において先端の研究が行われ、またそうした人材が集中していることを示している。

同様の事実は、主要学術雑誌に掲載された論文の著者名を、その所属機関別に分類しても確認される。学術情報センターの学術論文データベースから、主要学術雑誌の著者の所属別に論文数を集計した。その結果をみると、国立大学

所属の教員は、全著者の5~8割を占めているのである。特に商業利用にすぐ 結び付かない、基礎的分野で国立大学所属研究者の生産が中核的な役割を占め ていることがわかる。また主要な研究者の間で、学術賞を受賞した者の数を集 計すると、国立大学に所属する教員が8割弱を占めている。

日本の学術的研究活動の、ほぼ 7 ~ 8 割が、国立大学出身者あるいは国立大学在学者によって担われており、しかも高度なものほど、その構成比が高く、これは必ずしも理科系の分野にかぎらないことが確認される。

#### (2) 教育

国立大学は日本の大学教育の内容を支えるうえでも大きな役割を果たしている。まずそれは教員の養成にあらわれている。研究者データベースから、日本の高等教育機関に在籍する教員の出身大学最終学歴を集計すると、全体としては64%が国立大学の出身者であり、特に4年制大学では66%に達する。日本の大学教員の3分2は国立大学によって養成されている。また学位別にみれば博士号をもつ者のみをとってみると、75%に達する。こうした機能を通じて、学部教育の内容に一定のスタンダードを形成してきたといえる。日本の国立大学はこうした形で、日本の学部教育をその内容の面から支えている。

いま諸大学で一見斬新な試みが行われていることが報道機関に取り上げられており、それらが大学の将来を探るための試行として重要な意味をもっていることはいうまでもない。そうした点において、国立大学は革新的な試みが少なく改革に消極的であるかのような報道がなされることがあり、それが国立大学が立ち後れているような印象を一部に与えている。しかし実質的には国立大学での改革への試行は様々な点で行われている。あえて学部教育の質そのものとを客観的にとらえるとすれば、たとえば大学院進学率は一つの指標と考えることができよう。ほとんどの大学で大学院は学力試験で入学を決定しており、それが出身学部の教育の質を示すものとみることができる。それを「学校基本調査」から集計すると、圧倒的に国立大学で高い。理学系の学部では、国立4割強であり、これは特に工学、理学といった大学院修士課程への進学が一般化しつっある分野で特に顕著だが、文学部等でも明らかであり、大学院進学率が一般に低い社会科学系の分野でもその差は存在する。

このような事実は、私立大学の教育の質が国立のそれに比べて、より低いことを必ずしも示すものではない。むしろ私立大学と国立大学では全体としてその学部教育に果たす役割、あるいは学部教育の性質が異なることを示すものと考えられる。しかしそうした国立大学の役割は日本の高等教育全体の質を支えるうえで、不可欠のものであるといえよう。

#### (3) 現状と問題

わが国の学術研究が、先進諸国のそれと比べて、相対的になお立ち後れてい る部分が多いことは事実である。しかし学術研究には長い蓄積が必要であり、 そうした意味では日本の学術研究は短い期間にむしろ着実に進展してきたし、 現在もさらに発展している。しかもこれまで先進諸国に比べて、高等教育に投 入されてきた社会的資源は決して高水準ではなかった。むしろ限られた資源の 中で日本の髙等教育はきわめて髙い効率性を示したのであって、そうしたパフ ォーマンスの中核を担ってきたのが国立大学であるともいえる。このような国 立大学のパフォーマンスは、具体的には構成員によっているわけだが、それだ けではなくて、それぞれの国立大学の組織に蓄積されてきている。しかもそう した組織は、諱座制あるいは学科目制と、それに対応する予算制度によって支 えられてきた。基本的には、既存の組織に、新しい社会の要求に対応した専門 領域を、概算要求の過程をつうじて加え、その基本的な活動を予算のうえで目 動的に支える、というメカニズムである。それが、一定の基礎的分野の長期的 な発展を保証するとともに、新しい社会的な要求への対応をうながす機能をも ってきたことは事実である。何らかの変革が必要としても、こうした現在のパ フォーマンスを低めないことが要求される。

#### 2. 教育機会均等を保証するものとしての国立大学

社会的機会の均等を保証することは、市場の機能だけでは保証されるものではない。国立大学の存在理由の一つは、大学進学についての出身家庭の所得による制約を軽減することにあった。

#### (1) 所得による障壁の除去

まず家庭所得による制約を軽減するという観点から、国立大学の授業料は私立大学より低く設定されてきた。これに対して、東京大学あるいは京都大学の学生について、家庭所得が高いことが報道されてきた。これから国立大学の学生の家庭が一般に高所得であるという印象が生まれ、国立大学に国庫からの補助が行われているのは、むしろ相対的に高所得の家庭への補助、いわば所得の逆再分配をもたらしている、という意味で不公正である、という議論をも生んできた。

しかし「学生生活調査」(1994 年)によって、所得階層別の進学率を推計すると国立大学の学生は明らかに低所得に偏っている。特に三大都市圏以外の地域にある国立大学の学生は、下から第1、第2の五分位階層の出身者が多いことが明らかである。また同じく「学生生活調査」(1991 年)の再分析によれば、東京で私立大学に自宅から通学する学生の出身家庭の5割は家庭所得が1000万

円を越えており、2割は1500万円を越えていたが、地方の国立大学の自宅通学者では家庭所得が1000万円を越える者は2割しかなく、500万円を下回る者が3割に達していた。しかもこうした傾向は女子においてさらに著しい。

また県別の大学進学率を、県民所得と相関させて分析すると、私立大学の進 学率は県民所得と正の相関関係があるのに対して、国立大学の進学率は県民所 得と明らかな負の相関関係を示す。所得の低い県ほど、国立大学への進学率が 高いのである。

一部の国立大学で学生の出身家庭の所得が高いことが報道されているが、国立大学全体としてみれば、家庭所得は私立大学より明確に低いこと、特に地方国立大学においては、かなり低い所得の学生が入学しており、一定の能力のある学生にとっての、高等教育機会のセーフティブランケットとなっていることが、以上から確認される。国立大学は、特に地方において所得が相対的に低い家庭に対して重要な進学機会を与えているのである。

#### (2) 学科別の進学機会

同時に重要なのは、国立大学は専攻の別に関わらず授業料を一定に保っていることによって、大学での勉学の選択の際に家庭所得が反映することを妨げている点である。

特に医学部の入学については、一般に入学時の一時金はきわめて高額になっており、そのために出身家庭は高所得者に限られ、また職業の面からは医師が多数を占めていることはよく知られている。これに対して国立大学の医学部の出身家庭ははるかに多様になっている。これは若者の将来の選択の機会均等という観点から重要であることはいうまでもないが、同時に医療制度自体を固定化することを防ぐという意味で重要であるといわねばならない。

また工学部、理学部についても、その教育コストをそのまま授業料に反映しなければならないとすれば、授業料を他学部に比べて高く設定しなければならない。しかし自然科学や工学の学習は特に時間を要するために在学中のアルバイトも困難であり、卒業後にも必ずしもよい待遇の職業が保証されているとは限らない。国立大学においては他学部に比べて授業料に格差がつけられていないことによって、高校卒業生がこうした分野の選択を妨げられず、広い階層の進学が保証されてきたことは事実である。またこうしたメカニズムによって優秀な理工系の学生が誘導され、日本の工業化の担い手が形成されてきたという歴史的背景をも忘れることができない。

#### (3) 現状と問題

このように、国立大学の授業料が比較的に低水準に設定され、また専門領域による差がなく、また国立大学が地域的に均一に配置されていることが、社会

的機会を均等化し、ひいては市場メカニズムでは制約を生じる分野に、優秀な人材を導入するルートを形成してきた。ただしそれを認めるとしても、国立大学と私立大学との現在の格差はやはり不公正である、という批判はありえるであろう。また国立大学が、必ずしも必要のない層にまで補助を与える結果を生じている側面があることも事実である。

しかしここで確認しておかねばならないのは、機会均等の実現はそれ自体、 重要な社会目標である、という点である。日本の社会では高等教育機会に関し ては、進学意欲が高いことから、機会均等の達成が主要な問題となりにくい傾 向があった。しかし新しい知識社会においては、高等教育の機会均等は社会の 正当性自体を支える基盤としてきわめて重要となる。私立大学への進学者を含 めて機会の均等度を高めていくことこそが課題とされねばならない。

そのためには、直接的な機関補助ではなく、奨学金による間接補助のほうが望ましいという議論があり、それはその限りでは説得的な側面をもっている。しかし少なくとも現在の奨学金制度は、大学生の14%程度をカバーするものにすぎない。現在の国立大学が果たしている機会均等上の機能を代替するには、奨学金貸し付け件数を現在の少なくとも数倍の規模とすることが必要となろう。そうした改革を実現するためには、一般会計の負担を相当な規模で増額し、また奨学金貸与機関の組織もそれに応じて拡大することが必要になる。そうした方向での改革は、少なくとも現在の行政改革の動きとは、むしろ真っ向から対立するものであることはいうまでもないし、その意味で実現する保証はあるとはいえない。長期的にはそうした改革が望ましいとしても、将来の不確実な改革を根拠に、現在の国立大学の機能を崩壊させることは許されないであろう。

#### 結 論

以上の議論は、国立大学のあり方に再検討が必要であることを否定するものではない。むしろ現在の国立大学の機能が重要であればあるほど、それをさらに発展させるためにも、あるべき姿を再検討する作業が重要になる。しかし同時に、現在の国立大学が果たしている役割が、明確に代替され、さらにそれが改善されることが、どのような改革にとっても不可欠の条件となるべきことはいうまでもない。それを無視して、ただ概念上の改革を導入するなら、日本の社会の将来にとって取り返しのつかない誤りを犯すことになる。

(金子 元久)

### 6 国立大学と地域

#### 一 教員養成大学の問題も含めて ―

ここでは国立大学と地域社会との関係を中心にコメントすることとしたい。 それは当然のこととして、教員養成大学の在り方が関係してくるとともに、さらには戦後新たに導入された「一県一国立大学方式」をめぐる評価とも関係してくる。国立大学システムがこれまでに果たしてきた役割は大きい。それは教育機会の地理的均等化、"国家的見地からみて必要な人材の計画的安定的供給(医師、教員、技術者など。今後は福祉従事者、医療従事者などが加わるであろう)、私学セクターには負担困難な分野の研究促進(医、理工系学部など)などにみることができる。しかしながら、これらの機能が未来永劫にわたって国立大学システムでなければ果たせないとするには、留保が必要である。この問題は常に大学を取りまく環境の変化のなかで、吟味すべき課題である。

「一県一国立大学方式」は、戦前の日本に顕著であった高等教育機会の地域的不均衡を是正する上で効果的であったと評価されているが、その反面、高等教育機会の地理的均等化の実現に対しては、国よりもむしろ地方自治体の方がよりセンシティブに感応できる立場にある事実を指摘しておく必要がある。特に地域経済、地場産業との連携、人材の供給、地域社会からのニーズの吸い上げなどの点では、「国立大学」よりは「都道府県立大学」のほうが効果が大きく、責任ある大学運営が可能であろう。昨今における県立大学の創設ブームの背後には、地元国立大学が地元社会のニーズを十分反映してこなかった(できなかった)ことに、その原因の一端がある。たとえ国立大学という設置形態を変えなくとも、大学運営に地域社会のニーズを反映できる運営形態を工夫する必要があるであろう。

これまで全国各地で、地方自治体側からも国立大学側からも、双方の連携を模索する試みがなされてきたが、地方財政再建特例法の制約に阻まれて、その連携が実らなかったことを想起する必要があろう。たとえば、学部・学科の創設・転換などに際して、地域社会のニーズを反映させるとか、研究機関の設置などの際に地場産業との連携を図るとか、国立大学に社会人再教育の機能を付加・強化するとか、これらの事業はいずれも都道府県にとっては強い関心の対象であるとともに、投資対象ともなりうるものである。「一県一国立大学方式」は単に教育機会の均等化実現のための手段としてだけでなく、国立大学と地域社会との機能的な連携を強化する方式と考えるべきであろう。

地域開発、地域経済の振興のためには、一定の知的資源の集積が不可欠であ

る。大学は研究人材、研究情報、研究資源の集積場として、地域開発、地域経済振興上の拠点としての役割を期待されている。しかしながら、私学システムだけに依存していては、これらの需要に応じきれない地域が、この日本には存在することに留意する必要があろう。政策的な地域開発、地域経済振興を要する地域に私学が進出して行かないことは、現実が雄弁に物語っており、そのような地域においては、公的セクターが私的セクターに代わってその役割を演じる必要がある。その場合、同じ公的セクターのなかでも、中央政府と地方自治体とを比較した場合、地方自治体が権限と責任を持った方が、地域密着型の運営が可能であろう。ただし、それは両者の協力方式を排除するものではなく、地域ごとに工夫をこらせるだけの弾力性を大学に持たせるべきであろう。

出生数の減少とともに、今後とも長期にわたって教員需要が減少することは確実であり、その意味で、教員養成大学・学部の卒業生が教員に就職できる可能性は、今後ますます減少する。そのため、すでに多くの教員養成大学・学部の転換(たとえばゼロ免コースの設置)が行われてきている。ただ注意すべらことは、教員需要は減少することはあっても、ゼロになることはあり得でさる。という事実である。今後とも従来どおり、一定量の教員を安定的に供給できる体制を確保しておくことが必要である。おそらく全ての都道府県に最低一つの教員養成大学・学部を設置している現行制度は、依然として必要であろう。それぞれの都道府県ごとに、教員の安定的供給を可能にする規模の教員養成コースを残しつつ、その反面では教員の過剰供給を回避するための改組・転換が必要であろう。問題はその改組・転換のさせ方である。

これまでの方式では、文部省(大蔵省)と個別大学との個別交渉のなかで、 改組・転換の方向が選択されてきたが、果たしてそれで十分なのだろうか ちろん、その背後にある多面的な検討を無視するつもりはないが)。教員 でおり、である多面的な検討を無視するつもりはないが)。教員 でおり、本動向が各都道府県によっていること、さらには、教員養成 では、地域社会の人材需要 の一部を割いて新たなコースを設定する際には、地域社会の人材需要 した場合、中央政府、地方自治体、地元産業界などの代表を含んだ計画 が必要であり、改組・転換後においては、これらの機関が運営面でも財だだも な必要であり、改組・転換後においては、これらの機関が運営面でも が必要であり、改組・転換後においては、これらの機関がでも が必要であり、改組・転換後においては、これらの機関がでも が直任と権限を持つべきであろう。国立大学関係者の間では、中央政府 な立大学関係者の間では、中央政府が 100近大の国立大学関係を配分する場合、多少の重点配分、傾斜配分を盛り込むとして のところ、学生数、教員数に応じた均等配分しかとれないであろう。 のところ、学生数、教員数に応じた均等配分しかとれないであろう。 れだけ大学間に健全な競争関係を作り出すことは困難であろう。それに対 れだけ大学間に健全な競争関係を作り出すことは困難であろう。それに対 も方自治体は地元大学に対して強い関心をもっており、その投資効果を直接感 知する立場に置かれている。さらには地元産業と地元大学との媒介機関として機能することに強い関心をもつ立場に置かれている。これまでの国立大学は、中央政府からの研究投資があったから、研究活動を継続できたのであり、このことは将来においても変わることはあるまい。

最近の議論のなかで、「民営化」(その内容は依然として不明確であるが) に対して、国立大学の間で強い警戒心が見られるのは、「民営化」によって中 央政府からの研究投資が消滅することを警戒してのことと思われる。しかし、 「民営化」と「国家活動としての研究投資」とは矛盾するものではなく、両立 可能である。むしろ今後の科学技術開発を考えたならば、科学技術研究開発面 での国家投資の役割は益々増大するとみるべきであろう。特に最近の科学技術 開発面での国際競争の激化をみた場合、「国家活動としての研究投資」はその 重要度を増すとみるべきであろう。したがって、国立大学の「民営化」によっ て、中央政府が研究開発費負担から免除されるとみるのは、国側の錯覚であり、 研究資金の消滅を恐れるのは大学側の錯覚であろう。もともと学術研究、芸術、 文化活動などの活動は、独立採算には馴染まず、国家あるいはそれにかわる機 関の財政的支援の上に成り立ってきた。また国家の側からみれば、近代国家と しての威信を維持し、内外に向かって文化的なアイデンティティを主張する手 段として、市場メカニズムに依存することなく、国家活動の一環としてこれら の活動を支援推進してきた。現在では近代国家という枠組みそのものが吟味の 対象に据えられていることは一面の事実であるが、その反面、最近のグローバ リゼーション過程の進行は学術上の国際競争の激化、文化的多様性に対する今 まで以上の強調に見られるように、国家的イニシアティブの必要性が高まって きていることを見逃すべきではなかろう。

もともと先進国のなかで日本は、公財政支出のなかで高等教育費の占める比率が目立って低い国とされてきた。それは主として私立大学の犠牲の上に成り立っていた。国立大学はさまざまな不満はあるとしても、私立大学よりもはるかに恵まれた環境にあったことは否定しがたい。したがって、もし「民営化」に対する反対論が、「国立大学の特権」(もしくは既得権)のもとになされるとしたら、広い支持を受けることは困難であろう。私立大学を含めた高等教育全般の質的水準向上が現下の課題という認識が必要であろう。そのためには公財政支出に対する高等教育費の比率を国際水準並みに引き上げることが必要であり、それには国公私の協調が必要であろう。さらにそのためには、市場原理、民営化、競争原理の有効性を認めつつも、医療、福祉、教育、学術、芸術などの分野では、公的支援、公的介入が不可欠であることを主張し続けるべきであろう。

# 7 国立大学における意思決定の在り方と学長のリーダーシップ

大学改革をさまざまに進めてきた国立大学は、いま改めて抜本的な転換を迫られている。それは単にわが国における財政の危機や国・公・私立大学間の格差是正といった要請からのみではないであろう。わが国の国立大学、行政当局および立法府が厳しい世論に積極的に対応しつつ一致協力して21世紀の高等教育の方向性と大学像を早急に構想し、自らの意思と責任において国立大学の大改造を実行し、同時に国際的競争力を十分に備えた国立大学の実現を図るという観点からも論じられなければならない。

そのためには、国立大学の積年の病弊をより一層切開し、制度の改革や運用面での弾力化にさらに積極的に取り組まなければならないであろう。こうした前提で、ここでは、「国立大学における意思決定の在り方と学長のリーダーシップ」について検討してみたい。

#### 1. 意思決定機構(教授会)の問題点

多くの国立大学においては、学部自治の伝統のもとで、大学における人事、 予算、組織などの重要事項の決定が学部教授会に全面的に委ねられている。そ して教授会構成員は、その身分を国家公務員法や教育公務員特例法によって保 護されている。

このような条件の下にあって、教授会は今日、自治に名を借りた一種の「聖域」ないしは「緩衝地帯」になっているケースが多く、きわめて閉鎖的で自己 完結的な意思決定機構に堕しているといえよう。こうした環境において教授会は、しばしば非現実的、非社会的、非国際的な論議を繰り返す場になっている。

全般的にいえば、ダイナミックな創造性よりも個別的で瑣末な既得権益の擁護に走りがちであり、したがって、大学の発展や社会貢献のための政策形成能力に欠けている。

その一方で教授会は、多くの場合、直接民主主義の風潮になじみ過ぎてきたために、代議制ないしは代表民主主義の機能を十全にはもち得ず、長時間の会議の繰り返し、議論の重複ばかりが顕著であって、時宜にかなった機動的な意思決定ができない。

最終的な意思決定が多数決によるため、その合意はしばしば妥協の産物であったり、ミニマム合意である場合が多く、もっとも必要な意思決定を成し得ない体質を教授会は本来的にもっている。

以上のような教授会自治に基づく意思決定の在り方は、もはや時代錯誤的で

あるばかりか、国際的な大学運営の基準に照らしても問題が多い。学長ないしは学長を中心にした責任集団が国立大学の意思決定により直接的にかかわる体制を早急に構築すべきであろう。

#### 2. 意思集約機構(評議会)の問題点

大学の意思集約機構である評議会は、原則として、大学の最高意思決定機関である。しかし、現実には、各学部や研究機関の利益代表の集合体である場合が多く、一種の勢力均衡体系のもとで、現状変革よりも現状維持が重視されやすい体質を組織論的にも有している。

こうした体質の下で評議会はしばしば、先見性、発見性への抑圧機関になりがちである。評議会は、利益代表の集まりであるためか、全学的な視野とヴィジョンに欠けることになりがちであり、学長のリーダーシップと抵触する場面も多い。

以上のような体質を有しがちな評議会が、国立大学の最高意思決定機構であることには大きな問題があり、ここでも学長のリーダーシップがより一層発揮されるべきであろう。

#### 3. 学長のリーダーシップの問題点とその改善の方策

国立大学の学長は、新規設置の場合を除き、選挙によって選ばれた機関の長であり、最高責任者である。にもかかわらず、一般の機関や組織の長とは決定的に異なって、その重い責任と過大な負担に比し、きわめて限られた裁量権しかもっていない。教職員に対する人事権や大学の予算執行に関する学長の権限がないことも、学長のリーダーシップを根本的に制約している。

その一方で、学長はしばしば全学的見地を欠く各部局長の意向を顧慮せざるを得ず、また制度上、文部省の管轄下にある大学職員の意向も無視できないシステムになっている。学長の置かれているこのような環境からすれば、学長は大学の象徴ないしは名誉職としてあるべきかに思われて当然であろうが、実際には学長は、書類上の決裁、会議の議長や統括、学外諸機関や同窓会との関係など、すべての責任と負担を一身に負っており(とくに単科大学の場合はそうである)、大学運営や大学の自己改造にとって、学長のリーダーシップは不可欠である。

国立大学の在り方の抜本的見直し、わが国の大学の国際的競争力の強化という当面の課題の遂行に当たっては、学長のリーダーシップを強化するための法的な整備や見直しが必要であろうが、この場合のリーダーシップの強化とは、いわゆるワンマン体制や学長独裁を意図するものでは全くないだけに、何より

もまず国立大学を広く社会に開放し、さまざまな刺激や競争原理を大学に導入することが差し迫って必要であろう。

この点では、学外の一定の第三者評価委員会による全国立大学評価の年度毎の一律公表、卒業生・在学生による大学評価・教官評価の実行、大学における情報公開の促進、教職員の任期制の一律的もしくは選択的導入などが、いずれも国立大学を社会に開くという点で必要であるばかりか、学長のリーダーシップの当面の強化にもつながるであろう。

学長のリーダーシップの強化に関しては、将来の課題として、学長選出方法 の改善、たとえば学長立候補制の導入、大学職員の学長選挙への参加などにつ いても検討すべきであろう。

わが国の大学の国際競争力を高め、国際化を図るための一環としてのみならず、学長のリーダーシップを強化するためにも、国際化に対応し得る外国語能力(とくに英語力)を備えた大学職員を国立大学は大量に確保すべきであり、職員の任用に際しては、この点にとくに留意すべきであろう。

さらに、学長のリーダーシップの当面の強化に関しては、臨時定員返還、定 員削減計画、任期制導入、情報公開などの目前の諸課題において学長の裁量権 を拡大するための運用上の工夫をすべきであろう。

これらの改善に際し、個々の学長の役割は制度的にも組織的にも限定があるだけに、国立大学協会が果たすべき使命は大きい。国立大学協会が全体として改善策を提案し、実行してゆくべきであり、国大協の役割はさらに強化されねばならない。

(中嶋 嶺雄)

### 8 現在の予算の在り方、単年度制度の問題点、予算・会計の問題点

はじめに

周知のように、国立大学やその附属病院の管理運営費、研究教育経費、施設整備費等は一般会計から区分された国立学校特別会計において経理されているが、この国立学校特別会計の歳出予算に対しては、その予算執行にあまりに制約が強いため、研究教育や診療の発展が妨げられているとの不満・批判が絶えない。確かに、国立学校および附属病院における予算の編成、執行および決算には法律等に基づいてさまざまな制約が加えられており、そうした厳しい財務統制(組織、定員を含む)が創造的で長期的な研究教育または診療の遂行に大きな制約条件となっているのは否定できない。

しかし、国立学校特別会計歳入予算の大半を占める一般会計財源(一般会計からの繰入)は委任経理金ではないし、国立学校・附属病院の保有資金でもない。文部省、大蔵省の保有資金ですらない。一般会計財源の源泉が法律に基づいて強制的に納税者から徴収された資金であること、そして、予算執行の統制と裁量性との緊張関係は常に存在するが、納税者(議会)による予算執行への財務統制が民主主義の根幹であることを忘れてはならない。一般会計財源に多くを依存する以上、研究教育や診療のための使用といえども、予算執行の時期や目的に関する自由度が納税者の承認する範囲内に限定されるのもやむをえないのである。

#### 1. 憲法・財政法・会計法による財務統制

第二次大戦後、新たに制定された憲法、財政法、会計法等による財務統制の整備、すなわち、予算編成、予算執行および決算に関する財政制度の整備は一般に財政民主主義と呼ばれており、その基本は財政処理(支出、租税、起債等の原則と手続き)の国会議決主義と会計検査院の決算検査におかれた。

そうした財務統制の一つに、「内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に 提出して、その審議を受け議決を経なければならない」、あるいは、「各会計 年度における経費は、その年度の歳入を以て、これを支弁しなければならない」 といういわゆる単年度原則(厳密な用語ではないが)があり、会計年度も「毎 年4月1日から翌年3月31日まで」と定められている。

予算(政府の行動計画)および決算(行動計画の実績評価)の時間的な単位がなぜ一会計年度なのか。むろん、合理的で厳密な根拠はない。財務統制上の便宜というべきであろう。言うまでもなく、国の行政機関が行う事業が常に一

会計年度で完結するわけではないが、財務統制上は一定の期間を区切り、事業の進捗状況や予算の執行状況をチェックする以外にない。ゴーイング・コンサーンである企業が事業年度を定め、事業年度の損益計算書と貸借対照表を公表して、定期的に株主の評価を仰ぐ仕組みと同じといえよう。

会計年度の定めは財務統制上の便宜であるから、行政機関の事業計画・執行と単年度原則との間には当然軋轢が生じる。それを回避するために例外的に定められているのが、いわゆる多年度予算制度であり、具体的には、繰越明許費、継続費および国庫債務負担行為が法律で認められている。繰越明許費とは、「歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる」ものであり、実際、平成8年度の国立学校特別会計予算では、受託研究の研究費・謝金・旅費、施設整備費および特別施設整備費が繰越明許費として承認されている。

また、継続費と国庫債務負担行為は工事、製造等の完成に数年度を要する事業に用いられるもので、平成8年度の国立学校特別会計予算では、科学衛星打ち上げロケット製作費(校費)と施設整備費が国庫債務負担行為(3 箇年度)として承認されている。

しかし、この多年度予算制度は施設整備や船舶建造を除けば例外的な規定であり、しかも、実際に歳出の支出を必要とする場合は国会議決を経なければならないから、予算の編成と執行はあくまでも単年度が原則であり、前述のように、その根拠は納税者(議会)による行政機関の定期的な財務統制にある。

単年度原則と並んで不満が強い予算執行の制約は予算の目的外使用、とりわけ、流用(使途別支出である給与、旅費、校費等の目的外使用)が原則として禁止されていることであろう。例外的には流用も認められているが、大蔵大臣の承認と金額および理由の決算報告への記載が必要であるため、そう簡単にはできない。これも、行政機関の行動計画が目的別および使途別の予算使用計画として議会の承認を経ている以上、予算執行への必要な財務統制といえよう。

この他、予算の成立から予算の執行に到る一連の手続きのため、予算の執行が迅速に行えないという不満も大きい。確かに、予算が成立しても、①内閣は国会議決に従って各省庁の長に所管予算を配賦する。②各省庁の長は配賦された予算に基づいて支払計画を作成して大蔵大臣に送付する。③大蔵大臣は支払計画の承認に関する方針を作成して閣議決定を経る、という手続きが必要であり、歳出予算の支出は支払計画の決定に基づいて可能となるため、国立学校等の末端の行政機関が実際に予算執行に着手できるのは、予算成立時点からかなり遅れることになる。ここにも、予算執行の適正さを重視する納税者の立場が

明確にされている。

### 2. 国立学校特別会計の設置

第二次大戦前、国立大学(帝国大学)は「帝国大学特別会計」において経理・運営されていたが、戦後、この特別会計は廃止され、「国立学校特別会計」として復活したのは昭和39年度であった。納税者(議会)による財務統制の便宜を考慮すれば、国の会計制度はできるだけ単一であること、つまり、「一般会計」一本であることが望ましいが、「国が特定の事業、特定の資金保有・運用を行う場合、その他特定の歳入を以て特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り」、法律を以て特別会計の設置が認められている。

国立学校特別会計の場合は、「国立学校特別会計法」によれば、特別会計の 設置目的は「国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確にするため」 とされており、その根拠は授業料・入学検定料と附属病院収入という特定の歳 入にあったと考えられるが、これら特定収入の国立学校特別会計歳入総額に占 める割合は平成8年度予算で30%程度である。

一般会計から区分される特別会計には、特別会計の設置目的や事業内容に応じて、固有の財務統制の仕組みが特別会計法で定められている。国立学校特別会計に即していえば、①附属病院の施設費を支弁するために必要な長期の借入金、②支払上現金に不足がある場合の一時借入金および国庫余裕金繰替使用、③決算剰余金の積立金への積み立て、④奨学目的寄付金の受入と国立学校長への委任経理、⑤平成4年度の「特別施設整備資金」の設置等であり、いずれも国立学校での研究教育活動や附属病院での診療行為に配慮して、財務統制がある程度は弾力化されているのである。

さらに、予算の一部である特別会計予算総則によって、国立学校特別会計には「附属病院収入その他収入の増加により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加金額を限度として、当該収入に対応する事業量の増加のため直接必要な経費を増額することができる」という「歳入歳出予算の弾力条項」という特例措置が認められている。

以上のように、納税者(議会)による財務統制の範囲内とはいえ、国立学校 特別会計には、研究教育や診療という営みの特性に応じた一定の弾力措置が設 けられている。

### 3. 会計検査院の大学病院財務の改善勧告

会計検査院の「平成4年度決算報告」は文部省所管予算の「意見を表示し又

は処置を要求した事項」として、国立大学の附属病院における医薬品の予算執行を適切に行うよう是正改善の処置を要求した。会計検査院の指摘によれば、 患者の診療に使用するため年度内に納入された医薬品、検査用試薬及び医療材料等の代金が年度を越えて翌年度又は翌々年度において支払われている事態が 全国13大学病院で約82億円に上っているとのことであった。

要するに、予算の示達額を超える購入代金の部分が年度を越えて会計処理されていたのであるが、このような場合は予算総則の弾力条項や補正予算の編成によって対処されるのが原則であり、示達額を超える支出負担行為(契約・発注)と年度越処理は適正な財務統制に反するものと指摘されたのである。

会計検査院の決算報告は、重傷・難症患者が多い大学病院には多種多様な検査や治療効果の高い高額な新薬等が多数必要なため、医薬品費等の増嵩が避けられないことなど予算執行を図る上での調整等に困難な事情があることは認めつつ、年度越処理が多発した主な原因は次のような予算執行の慣例にあると判断したのである。すなわち、①年度途中における薬品・材料等の購入実績が適時、適切に把握されないまま、従来からの慣例に依存して、診療科の購入要求に基づいて契約・発注がなされるなど、基本的な予算会計上の統制が図られていなかったこと、そして、②予算執行において、薬品・材料等の購入計画、執行残額、収入状況等の大学病院の運営実態が、事務部門等から診療科に十分周知されることなく、診療科において薬品・材料の購入要求がなされていたことである。

会計検査院の決算報告でもっとも興味深い、あるいは、衝撃的なのは、こうした年度越処理の根本的な発生原因、つまり、基本的な予算会計上の統制を疎かにした根因として、「患者診療がすべてに優先する」という大学病院の考え方を指摘したことであろう。「患者診療」を「研究教育」に言い換えれば、会計検査院の指摘の深刻さが国立大学の全スタッフにも理解できるはずである。

### 4. 財務統制の意義と問題点

予算の編成、執行および決算に関する財務統制の本質は、納税者たる国民が行政機関(行政府)に財政処理の情報公開を求め、それに基づいて行政機関の財政処理を監視・統制することにあり、その財務統制の原則が憲法、財政法、会計法等によって構成される財政・会計制度である。そして、この原則的な枠組みの中で、特別会計に関しては、特別会計の設置目的や事業内容に配慮し、財務統制の一部弾力化が図られているものの、国立学校特別会計に即していえば、前述の会計検査院の指摘にみられるように、監視機関である会計検査院と執行機関である大学附属病院との間には、患者診療をめぐる財務統制の評価に

なお大きな隔たりがある。国立大学における研究教育の財務統制についても、 事情は全く同じであろう。

基本的な論点は、教育研究や診療という営為と納税者による財務統制との接点を見いだすことができるか否かにあるが、その論点に言及する前に、財務統制以前の問題として、慣行的な予算編成方法、いわゆる増分主義的な予算編成の弊害に言及しておく必要がある。

すなわち、一般に財政規模が大きくなるにつれて、予算編成の方法がますます既定予算重視型、そして、縦割り型になっているという問題である。今日では、質量とも膨大な予算要求を能率的に処理するために、すべての予算要求を洗い直す編成方法(ゼロ・ベース型)ではなく、既定予算は尊重し、新規予算要求の査定に重点を絞る予算編成方法(増分主義)が支配的になっているが、こうした既定予算重視型の予算編成方法が予算配分の硬直性・画一化、行政機関の縦割り体制、年度内予算消化のための浪費といった弊害を招いていることはつとに指摘されているとおりである。

そこで、本題に戻り、国立学校特別会計の財務統制をめぐる基本的な論点は、前述のように、教育研究や診療という営為が納税者による財務統制に馴染むか否かにある。ここで、重要な点は納税者による財務統制には、行政機関の財務処理の自由度を制限する制約面と、行政機関に一定の予算(たとえば、教官・学生当積算校費等のように)を配分する保証面という表裏一体の二つの側面があり、両者を都合よく分離することはできないことである。制約面の緩和を求めるならば、保証面の後退は避けられないし、逆に、保証面の維持を求めるならば、制約面は受け入れなければならない。

ただ、今日の基本的な動向は二つの面から、制約面の緩和および保証面の縮小を促す方向にあると考えるべきであろう。一つは高等教育や医療を受ける機会が普及し、今日では研究教育や診療の質・水準が問われていること、もう一つは財政事情の長期的な悪化傾向から、質・水準の実績評価に応じた重点的な予算配分が求められていることである。研究教育や診療の質・水準、つまり、創造性、効率性、消費者主権等が問われ、その実績評価に応じた予算配分が重視されるようになれば、財務統制の制約面は緩和の方向に向かわざるをえず、それに伴って、量的充足を主たる目的とする財務統制の保証面は縮小せざるをえないであろう。

特に、前述のような増分主義的な予算編成方法が支配的な場合には、財務統制の保証面は予算配分の硬直化と画一化、縦割り組織の固定化等を招くもっとも大きな原因となり、時代の要請に応じた新たな領域における研究教育や診療の創造的な発展を妨げる恐れが強い。

財務統制の制約面の緩和を求める方向性には、財務統制の保証面の縮小が伴うため、合意の形成が容易でないのは当然としても、研究教育水準の国際的な競争に直面している国立学校や、もともと厳密な診療計画が立て難い附属病院に、財務統制の保証面はある程度縮小するにしても、財務統制の制約面の大幅な緩和が必要という認識が生まれつつあるのも事実であろう。しかも、前述のような二つの基本的な動向を考慮すれば、財務統制のあり方の見直しが一部の国立学校や附属病院にとどまるとは思われない。研究教育または診療の創造的な発展という見地から、財務統制のあり方を再検討するのは全国立学校・附属病院の義務と考えるべきであろう。その場合、財務統制の制約面と保証面は不可分の関係にあることを繰り返し強調しておきたい。

(宮島 洋)

## 9. 国立大学附属病院の問題点

国立大学の医学系及び歯学系附属病院の現況での存在意義を述べることが主目的であるが、その主目的を理解し易いよう国立大学附属病院の現況や現在行われている改革の方向についても触れておく。

### 1. 国立大学附属病院の存在意義と現況

(1) わが国で医学部を有する大学及び医科大学の数と、歯学部を有する大学及び歯科大学の数を合わせると総数108 校(医学部と歯学部の両者を有する大学は2校として数えた)に達する。医学系については国立42校(53.2%)、公立8校(10.1%)、私立29校(36.7%)で、国立大学の数が半数をこえる。一方歯学系については国立11校(37.9%)、公立1校(3.5%)、私立17校(58.6%)と私立大学が約60%を占める。両系を合わせると総数108 校中、国立大学が53校(49.0%)であり、ほぼ半数を占めている。

医学部あるいは医科大学については一県一校の方針が打ち出されて以来、漸増し、昭和51年度には既に国立大学35校、公立大学8校、私立大学28校に達していたが、その後、さらに国立大学7校、私立大学1校が増設され、無医科大学県は解消されている。そして新しく設置された医科大学では、医学教育は卒前・卒後・生涯教育に一貫性を持たせるべく6年一貫教育が行われている。最近、総合大学でも教養部(医学進学課程が含まれていた)が改組転換され一貫教育を行っているところが多い。

(2) 国立大学では大都市圏や地方の差なく、また家庭の収入の高低に左右されることなく、学生自身の意志と能力によって、比較的低廉な学費で希望する学部に進むことができるというのが大きな特徴である。医学部も歯学部も例外ではないし、国立大学附属病院がこのような趣旨で入学する学生の臨床実習の場であることはいうまでもない。

医学部や歯学部において、学生は基礎医学・歯学の講義と実習及び臨床医学・歯学の講義をうけるが、医の倫理の理論も学ぶ。病院実習においては学部教育と連動して臨床技術の訓練をうける一方で、患者に接し、医の倫理の実際を経験する。医の倫理の教育は内容により学部と病院で別の教員によって行われるが、多くは同一の教員により医の倫理の理論と実際の両者の教育が行われ、またこれが望ましい姿で、医師となるための人間形成に極めて重要な時間である。従って同一大学内の附属病院は学生の臨床実習と人間教育が同時に行える場として大変重要なものである。

- (3) 国立大学附属病院は大都市圏や地方を問わず、高度かつ先進的医療を供給する施設としてそれぞれの地域の医療の為に役立ち、それぞれの地域で高い信頼を得てきた。臨床研究は医学・医療の発展のために欠くべからざるものであるが、このように伝統に基づく高い信頼があるから臨床研究が可能なのである。 患者への適切なインフォームド・コンセントが確立されつつある中で、国立大学附属病院においての臨床研究の発展も予想される。
- (4) 国立大学附属病院は優れた診断、治療機器を有し、数多くの専門医師をかかえているため、特定機能病院の指定をうけ高度かつ先進的医療を供給できる施設でもある。また国立大学附属病院は難病対策、救急医療、災害対策等政策的な医療の拠点として学部教育のみならず、卒後臨床研修は勿論のこと医師生涯教育のために大いに役立ってきた。大都市圏には国立大学以外の大学附属病院や特定機能病院の指定をうけている大規模病院があるが、地方では国立大学附属病院が唯一の特定機能病院であることが多い。大都市圏にある国立大学附属病院も地方の国立大学附属病院も伝統的に周辺の市中病院と関連を持ちつつ、その地方の中心の医療施設として信頼され診療を行ってきた。また国立大学医学部・歯学部及び附属病院のスタッフは都道府県の保健、医療、福祉に関連する数多くの審議会や委員会などの委員長として、あるいは主要メンバーとして要請され活躍している人が多い。医療の中心として、それぞれに土地の人達が国立大学附属病院に対して持つ信頼感、安心感には計り知れないものがある。(5) また、国立大学附属病院では大学内にある医学部あるいは短期大学の保健
- (5) また、国立大学附属病院では大学内にある医学部あるいは短期大学の保健学科(看護学、衛生技術学、放射線技術学など)や看護学科、または看護学部の学生の臨床教育を行っており、学内の歯科技工士学校の実習の場であり、さらに学内及び他大学や専門学校の臨床工学士や理学療法士など医療関係職員養成の実習の役目も引き受けているところが少なくない。
- (6) 国立大学附属病院は近代の医学・医療の発展に呼応して数多く専門診療部門を有し、広い分野の臨床実習が可能で、総合的な臨床実習の場となり、この点において市中の一般病院に比べると学生実習に最も適した病院である。しかし最近の国立大学附属病院には最初から市中病院での臨床実習を予定して病床数を少なく設定してあるところもあり、また市中病院の中の診療部門によっては国立大学附属病院と同等の診療能力を有するところもある。一方、国立大学附属病院には老人保健施設、特別養護老人ホームはなく、在宅介護センターなどもないところが多い。従ってこの方面の臨床実習については市中病院にお願いしており、大学によっては今お願いしつつある。

このように市中病院の指導医の方々と相談し学外での臨床実習を施行している大学が多いが問題点も多い。現在のような少額の補助金ではなく、もっと多

額の教育協力の謝金を病院へ交付して貰うこと、市中病院での指導医に従来の如き非常勤講師でなく、21世紀医学・医療懇談会で提案されている「臨床教授」の称号は勿論のこと、これにある程度の給与を加えることなどがある。しかしもっと大きな問題は市中病院の指導医の人達の時間的余裕の少ないことである。現在、日本の医療経済は厳しくなる一方で、病院勤務の医師には常に働け、働け、収入をあげるようにと強力な力が働いている。このような状況下では、意欲を持って学生実習を引き受けて頂いているものの、市中病院での学生実習は病院収入については邪魔になりこそすれ収入増につながることはない。将来を考え、今日のわが国の財政状況をふまえ、残念ながら大学附属病院で可能な臨床実習はできるだけ大学附属病院内で行う計画が必要である。またそれだけに大学附属病院での臨床教育の充実をはからねばならない。

### 2. 国立大学附属病院の会計

周知の如く、国立学校特別会計には一般会計からの繰入れがある。1970年度には一般会計からの繰入れは83.1%であったが、その後、学生納付金(授業料、入学料、検定料など)の値上げと大学附属病院収入の増加により現在57.9%にまで減少してきた。

国立大学附属病院は、診療のみを行う一般の医療機関とは異なり、大学医学部・歯学部の教育研究施設であることから、診療機能に加えて、医・歯学部生や免許取得後の医師の臨床教育・研修を行い、地域に必要な医師を養成し、わが国の医療をリードする新しい医療技術の研究開発を行うという重要な役割を担っている。一方診療面においては、高度な診療機能により地域中核病院として診断・治療が困難な重症、難病の患者に高度な医療を提供している。このような使命を果たすために、国立大学附属病院では医療に要する一般の経費に加えて、教育・研究や高度医療のための経費が必要であり、これを自らの診療収入のみで賄うことが困難であることから、支出合計に相当する収入合計のうち附属病院収入73.5%を差し引いた不足分26.5%(1,618 億円-平成7年度決算)については一般会計から受け入れている。

この受入れ額は、次のように国立大学附属病院の使命遂行上必要な経費に当てられている。

- 1)病院における教官、学生等の教育研究に必要な経費
- 2) 卒後臨床研修における研修医の未熟練に伴う医療材料等の損失
- 3)先進的な医療の研究・開発、高度な医療の実施に必要な経費
- 4) 先進的医療用の医療機器の運用に必要な経費
- 5)エイズ拠点病院や救急医療など地域における政策的な医療等への対応に必

### 要な経費

6)医療情報システムなど高度な医療の円滑な実施に必要な経費

若し、これらの経費に当てられている一般会計からの受入れ額を削減すれば、 国立大学附属病院の使命である教育・研究・診療の機能を果たすことができな くなり、将来の医師養成、医療の進歩または地域の医療体制に重大な支障をも たらす恐れがある。

### 3. 国立大学附属病院の運営面と経営面での努力と改善

各国立大学が教育、研究の両面において自己点検・評価を行いつつ改革を進めているのは申すまでもない。既に外部からの点検・評価をうけて改革の資料としている大学もある。同様に国立大学附属病院においても改革が進められている。

国立大学附属病院の中には本院だけのところが多いが、少数ながら分院や研究所附属病院もある。昭和63年度には14病院があった。その後6病院が廃止、統合され現在8病院となり、近くさらに4病院が廃止、統合される予定である。一方、継続的な事務職員の削減により合理的な配置による事務一元化が必須となり、既に42大学中29大学で一元化が行われ、その他の大学においても一元化が進行中である。

国立大学附属病院における定期的な職員数の削減は、他の部門に比べある程度配慮されているものの例外ではない。入院患者100人当りの医師数、看護婦数、医療技術員数、事務職員数の何れを見ても国立大学附属病院では私立大学附属病院より明らかに少ない。特に看護婦数及び医療技術員数は国立大学附属病院ではそれぞれ60.5人、13.3人であるが、私立大学附属病院ではそれぞれ87.8人、22.3人であり、国立大学附属病院では著しく少ない。その結果は看護婦当直日数の過多となって現れている。一方、患者数については平成7年度では昭和60年度に比べ入院患者数は2.9%増にすぎないが、これはこの期間に全国的な地域保健医療計画が実施され、国立大学附属病院ではほとんど増床がなかったからである。しかし増床とは関係がない外来患者数は一日当りで同様の期間に38.5%の増となり、病院収入も43.0%増加している。以上の如く、比較的少ない職員数で苦労しながら効率的な運営を行っている状況が分かる。

このような努力と並行して、さらに収入増のため、①差額ベッドに関する見直し、②病床稼働率の一層の向上、③職員配置の見直しによる収入増、さらに経費の縮減合理化のため、①医薬品、医療材料の購入費の節減、②医薬品、医療材料の在庫管理の適正化、③検査の合理化、④効率的な外部委託の推進を計画あるいは実施中である。またこれらによる経営状況の把握・分析を、①コン

ピューターによる経営分析システムの早急な導入、②経営分析担当職員の養成 及び研修を行うことを検討中である。

以上の如く病院の運営と経営の両面での努力と改善が行われつつある。

(武藤 輝一)

## 10 国立大学農水系学部附属施設の在り方

― 演習林と練習船を中心に ―

### 1. 学部附属施設の現状

全国の国立大学の学部附属施設は今、行財政改革に関連して全体的に見直し が求められつつあり、学部改組、さらに大学院重点化などの大学院の整備が進 行することに伴っての、新しい教育研究体制への対応や運営効率化のための事 務機構の統合などが検討されている。これらの中で農学部の演習林と水産学部 の練習船の扱いが大きな問題となっている。第一の理由は、この二つが一方は 森林、一方は海洋を対象とするフィールド施設であるために、維持管理に大き な経費がかかっているためである。行財政改革の国立大学にかかわる動きの中 で、これらの施設の利用密度や教育効果が、果たして投資に見合うものである か否かが1980年代以来問題にされてきている。さらに、演習林の場合は古くか ら林産物収入による国立学校特別会計への歳入を課せられている。しかし、こ の20年来一貫して人件費をはじめとするコストの上昇と林産物価格の低迷から、 歳入歳出のバランスがきわめて悪化してきている。そのため経営は危機的な状 況に立ち至っており、各大学の演習林とも、現行の予算制度のもとでは運営の 見通しが立たなくなってきていると言ってよい。現在幾つかの大きな大学で進 行しつつある大学院の重点的な整備に際しては、演習林や練習船は協力講座と して研究科の教育に参入することになっているものが多い。しかし、それらの 多くは施設自体の内容の見直しをともなってはいないため、上記の問題の解決 にはつながっていない。

ここではこの演習林と練習船をとりあげて、これらの今後のあり方と可能性 を述べたい。

### 2. 演習林、練習船への投資効果

現在、日本には22の国立大学に演習林があり、その合計面積は 132,000へクタールである。これらはすべて林学科のおかれている学部(大部分は農学部)に所属している。また、練習船は8つの国立大学が14隻を所有している。これらのうち北海道大学、東京水産大学、長崎大学、鹿児島大学の計9隻が水産学部に、三重大学のものが水産学科を持つ生物資源学部に、広島大学が生物生産学部に、東京商船大学と神戸商船大学のものは商船学部に所属している。言うまでもなくこれらの演習林、練習船はすべて国立大学設置法施行規則に基づいて設置され、それに基づいて所属する学部の学生実習を担当して今日に至って

いる。問題は、先にも述べたように、演習林、練習船の維持と運営にかかる大 きな経費とこれによる教育効果、すなわち投資効率が問われているのである。 演習林の場合、北海道大学を例にとると、面積はおよそ7万へクタールあり、 この管理にかかわる年間の歳出総額は、定員内職員(教官22、他)の給与を別 としておよそ7億円になっている。また森林科学科の学生定員は一学年50名で ある。このことから森林科学科の学生定員一人当り4年間の投資を単純に計算 すれば、それは演習林スタッフの給与を別にして1,400 万円となる。一方歳入 は、木材資源の減少、材価の低落から近年著しく低下しており、現在は年間1 億円程度である。演習林の役割を設置基準による林学の学生の実習の場として だけ見る限りは、これはたしかに大きな投資である。練習船についてみても、 北海道大学ではおしょろ丸(1,383 トン)、北星丸(893 トン)の二隻の練習 船を持ち、これらはそれぞれ年間延べ150 日以上の航海を学生(一学年定員22 7 名)の実習のために行っているが、この二隻の年間経費は2億円に近い。こ の場合もやはり大きな投資になっているといえる。またとくにおしょろ丸はも ともと特設専攻科の学生実習用に配置されたものであるが、現在はこの学生が 毎年10名程になっていることから、その必要性が問われている。目的を教育に 限定して市場原理でこれらの数字を見る限り、演習林や練習船は投資と利益の バランスがとれていないように見える。

しかし、ここで忘れてならないことは、大学、とくに国立大学の重要な役割 は研究・教育の成果をあげることと同時に、国家の将来のための研究・教育資 源の育成と保存の場であることである。大学の内外の多くの分野の研究者によ って多面的に利用され支えられてきたことによって、多くの附属施設は設立当 初の学生演習・教育の目的を越え、さらに大きな役割を果たすものへと成長し てきていることを見る必要がある。とくに地球科学、環境科学の推進が急務と なっている現在、広い自然のフィールドを対象とする演習林や練習船は、現在 では農学部、水産学部の範囲を越えたさまざまな学問分野のニーズに対応する 重要な存在になってきている。国立大学だからこそ続けられた長年の投資の蓄 積が生み出した、地球環境制約の時代における大きな役割といってもよい。そ れは設置法の基準にのみ照らした教育上の効果の単純な算定には表れて来ない、 いわば沈黙の価値である。むろん、現状に多くの改革、改善すべき点があるこ とは間違いない事実である。しかしながら、これらの施設の在り方を洗い直す にあたっては、現在続けられている改革、改善の努力を更により本質的なもの とすべく、それらが将来に果たしうる役割を重視すべきであろう。先にも述べ たように、大学の重要な役割の一つが研究・教育資源の保存と育成にあり、特 に演習林、練習船のようなフィールド・サイエンスに関わるものの場合には、

一旦失われたフィールド、情報、データや技術などは殆ど取り戻せないからで ある。

### 3. 今後の役割と可能性

西欧に起源した近代の科学技術は、専門領域を細分化して個々の領域の幅を せばめることによって高速度の前進を遂げてきたと言ってよい。明治維新後に 発進して西洋文明を追ってきた日本は、この傾向をさらに尖鋭化させることに よって、短い期間で今日のように近代世界の先端にまで駆け上がってきた。し かしこうした近代化の流れは、既に今日閉塞状況に行き当たりつつある。細分 化された個々の領域の中で、近代技術は高度ではあるが比較的単純な原理で運 用できるレベルのものに偏り、また、縦割の機構のもとで他領域との連関の重 要性を充分に省みなかったことが、深刻な環境問題や資源問題、さらに社会問 題などを生みだしている。

このような状況を脱するために今、科学に求められていることの一つは、縦 割の研究教育構造を乗り越えてさまざまな領域をつなぐ、より高次元の、系統 的ネットワークを構築することである。そしてそのモデルを作る役割は、なに よりもまず総合的な研究と教育の拠点たる大学が担うべきものと思う。しかし 現状では、大学はむしろ教育・研究の縦割の原点になっていると言ってもよい。 人間社会が自然と共生していく方策の確立が緊急に求められているこの地球環 境の時代に、今後の大学に必要不可欠なことは、大学の中に人間と自然を含む 分野横断的な研究と教育の「場」を作ることであろう。この「場」とは、フィ ールドと施設とスタッフを備え、特定の部局に所属せず、そしてネットワーク を中心的な活動とする機関である。大学の中でこのような役割を果たすものに なりうる条件を持っているのは、独立化・総合化を進めて学部の枠を超えた附 属施設である。中でもここにとりあげた演習林や練習船のようなフィールド施 設は、もっとも大きな可能性を備えているものと考えられる。近代社会を発展 させるのに大きな役割を果たしながら、今閉塞の際にあり、その役割を見直す 必要が急速に高まってきている。行政・産業・教育等の縦割機構に拘束される ことなしに、大学が自らフィールド施設を持つことによって、新時代に向けて 不可欠な多面的・総合的な研究・教育の自由な設計・管理ができることにある。 このことは研究対象となりうる自然がもはや限られ、さらに公有地のほとんど が行政の強固な縦割機構の管轄下に置かれている日本でとくに大きな意味を持 っている。また、自由な管理・運用ができることは多面的な活動を保証するも のでもある。たとえば水産学部が現在持っている練習船では、時には魚を捕り、 時には生物調査・社会調査を行い、また同時に海洋観測をすることなどが可能

であるが、他の省庁が所有する船ではこのような多面利用はまず運用上無理であり、また技術も持ち得ない。大学がフィールド施設を持つことのもう一つの重要な意味は、総合的な機能が保証されることである。共通のフィールドに、さまざまな研究分野の活動を集積させ、これを組織することによって総合的な研究に取り組むことの出来るのは、多くの研究分野を抱える大学以外にはないと言ってよい。

さらに、長年の運営の中でフィールド・設備の管理や研究支援のための技術組織を育ててきていることも、大学のフィールド施設の大きな特色である。このことによって、大学のフィールド施設は研究、それを支援する技術、そしてそれらに基づく教育を含む一貫性を持ったものとしての基礎条件をすでに備えている。言うまでもなく、それは長年の国の投資と大学人の努力によって蓄積されてきたものである。こうしたことから考えて、演習林や練習船をはじめとする国立大学の附属施設は、現在問題児扱いされているのとは裏腹に、これまでの投資を生かして、21世紀に向けた新たな科学の発展のために大きな役割を果たす可能性を持つものと見るべきである。

### 4. 改革の方向

しかしながら、国立大学の附属施設が上に述べたような役割を果たすのに現 状のままでよいわけでは決してない。それには根本的な改革が不可欠である。 その第一の課題は、これらを各学部の枠から引き出して、全国または全学共同 利用の施設とすることである。現在すでにさまざまな附属施設が、所属する学 部の枠を超えたニーズに対応した動きを始めているとは言うものの、それは内 部努力によるボランティアであり、設置基準で定められた義務以外の活動とし て多くの制約を受けている。

第二の課題は、学部の枠から外した附属施設の再編成である。学部のいわば外屋として在ったものをかき集めて長屋を作るのに類する改変では、附属施設が現在抱えている問題の解決にはならない。新しい学際的なネットワークのセンターとするために、必要に応じていくつかの施設を合体させることなども考えるべきである。むろんその過程ではリストラクチャーも課題とすべきである。そうした改革にあたっては、全国一律の再編をするのではなしに、附属施設の内容と大学の特性を重視して、多様な在り方を考えるべきである。たとえば演習林について見れば、その面積は北海道大学の約7万ヘクタールから高知大学の127 ヘクタールまでさまざまであり、また森林の内容や自然条件、さらにそれを取り巻く学内、学外のニーズもきわめて多様である。改革にあたってはこれを較差としてではなく特性としてとらえ、それを活かす方向で考えることが

必要であろう。

また、これらのフィールドを対象とする附属施設については、大学の枠を超えた共同の教育研究を格段に推進するための、管理運営面での新しい発想も必要であろう。これら附属施設の大学を超えた統合が考えられる。例えば、演習林についてみると、北海道に北海道大学、東京大学、京都大学の演習林があるように、同一地域に複数の大学演習林が存在している。これらを統合し、一体的に運用することにより、財政的負担の軽減、教育研究効果の向上が充分に期待できる。練習船についても、共同管理によるメリットは多く、今後教育面以上に海に囲まれた国の大学の研究活動の核としてのフィールド研究船(海上・沿岸研究施設)としての総合的運用を考えていくことが不可欠であろう。

前にも述べたように、附属施設、とくにフィールド施設には予算規模の大きなものがあり、また現在の設置基準だけに照らしてみれば過大な投資になっていると見られるものも少なくない。しかしこうした附属施設を全学あるいは全国共同利用の施設に再編することによって投資の波及効果は桁外れに拡大し、それによって投資効率の評価は現在とはまったく違うものになるはずである。また環境問題や資源問題が深刻さを増す中で、総合的なフィールドサイエンスの推進は今や社会的要請となっている。国立大学のリストラクチャーの必要性は充分に認めるとしても、そうした新しい研究教育の拠点作りの鍵を握るような施設の改革・整備のための投資は、国の将来を考えれば、ためらってはならない時にきているはずである。

(丹保 憲仁)

### 11 財政問題のために改廃の危機にたつ大学

### - 外国の事例 -

欧米諸国でも財政問題が大学の構造改革を迫っている例は少なからずある。 国家財政の問題だけではなく、地方財政あるいは私立大学の経営問題など、それぞれの国情に応じた困難が指摘されている。典型的な例として次のようなものがある。

- 1) デンマークのように財政規模の比較的小さな国が研究費を応用科学に重点配分する方針を打ち出している。基礎科学の大学院教育の縮小と、したがって教官数の減少を招いた。基礎科学の研究者養成は、有能な学生に奨学金を支給して、米国、フランスなどに留学させることで代替させればよいと考える。
- 2)ドイツでは大学は州の文部省の管轄になっている。財政赤字を抱える州において大学教官が退官したとき、その教官職が廃止され、後任を補充できない例が多くみられる。一方、重点課題(Schwerpunkt) や特別研究領域 (Sonderforschungsbereich (SFB))のような国家プロジェクトについては東独との統一後の財政逼迫にも拘わらず大幅な予算カットはみられない。
- 3)米国の私立大学で大学本部(Administration)が(教官群の意に反して) 教育方針の変更、規模の縮小や研究組織の縮小を強行することがある。 その理由は殆どが財政、経営問題である。

わが国の将来、国際的責任からみて 1) のようなことはあってはならないことである。公立大学が地方の文化、教育の発展に多大の貢献をしていることは論を俟たないが、当該の地方公共団体に財政的困難が生じた場合、国家的あるは国際的見地ではなく、その地方の局所的事情のみで大学の整理統合などが行われがちであることは、わが国でも幾つかの例がある。 2) の例は国立大学の多くを地方移管したときに発生するであろう問題点を示唆している。

膨大な資産を抱えている米国の優良大学は懐が深く、経営問題を理由にしての構造改革はあまり問題にならない。しかし、共通経費(overhead)の大学財政への寄与が大きいせいもあって、研究費を多く集めることの出来る教官が優遇されがちである。大学本部が人事、教育方針・内容に強い影響力を持つ例も散見される。ブラウン大学では強力なスタッフを集めて世界的に一流の数学教室を作ったが、まもなく人事の方針などで意見が合わず、最も優秀な教授陣が全て他大学に移籍をしたのは、その典型的な例であろう。一方で、財政基盤の

弱い大学では、経営上の問題が教育・研究に直接の影響を及ぼす。この場合には、効率あるいは経営に直接関わる評判(人気)などの企業論理が前面に出て、大学の本来の目的である教育と研究が圧迫される。以下では、この事例として、米国のロチェスター大学数学教室に起こったことを検証して、そこに見られる幾つかの問題点を指摘してみよう。

A) ロチェスター大学における構造改革案

1995年11月にロチェスター大学の大学本部は5年の間に学生数を20%、教官数を10%減少させることにより大学の質の向上と魅力の増加を目指すという「ルネッサンス計画」を発表した。この計画の一環として数学の大学院の廃止と数学教室の教官の減員(21人のテニュア教官(在職権を持った教官)と1人の契約教官を、10人のテニュア教官と5人の契約教官にする)が含まれていた。また、工業化学、比較文学、言語学の大学院教育も廃止することが提案された。

これに対して、ロチェスター大学数学教室は数学教室の教育研究活動についての現況説明レポートを作成した。そこでは、助成金獲得の実績、共通経費による大学への貢献、学部教育における数学教室の貢献とそれに対する評価、大学院教育の実績と学位取得者の活躍、他の分野との協力、教官の個人業績などを数値的データを基に説明し、インターネットのホームページで公開している。

アメリカ数学会は事態の深刻さを憂慮し、1995年11月の下旬には急遽ロチェスター実状調査特別委員会を発足させ、12月6日にロチェスター大学に派遣して、実状調査を行い、ルネッサンス計画に対する数学会としての評価、抗議を伝え、大学本部の考え方を聴取した。さらに、ロチェスター大学数学教室を支援するため、数学からだけでなく、物理学、化学、生物学、経済学など広い分野の専門家と企業の代表者などからなるアメリカ数学会ロチェスター問題機動委員会を組織し、ロチェスター大学の大学本部に送られた抗議の手紙のリストとその一部の内容、事実経過を纏めたものをインターネット上に公開すると共に、会誌である「Notice」に掲載した。

ルネッサンス計画が企図した数学教室の構造改革とその手続きについて、以下のような点が指摘されている。

1) 数学教室の縮小と大学院の廃止を決定するに当たって大学本部は、内部的な評価、NRC(National Research Council) による序列、授業についての学生評価、数学の大学院コースと他のコースとの関係を基礎にしてロチェスター大学の数学教室が十分な成果を挙げていないと評価した。数学教室の主任は専門家による外部評価のみが有効な評価であると主張したが聞き入れられなかった。

- 2) ロチェスター大学数学教室のNRC序列が相当悪いことは事実であるが、教室の規模が小さく、その為もあって特定の分野に特化した(位相幾何学の分野では世界的に見ても一流)のが原因であることはNRC自身が認めていることである。また、世論調査を基礎にしたNRC序列の信頼性そのものにも問題があることは、NRCと長期にわたって関わったシカゴ大学名誉教授が指摘している。ロチェスター大学数学教室の教官の60%以上が連邦政府の補助金を得ており、質の高さの証明であるという主張に対して、大学本部は補助金額の総額が少ないので、そうは考えないと言う立場である。教育についての学生評価は平均より遥かによい。
- 3) 数学教室の縮小と大学院の廃止が、大学内の他の自然科学、経済などの教育・研究に与える損失についての配慮が殆どなかった。大学本部に対する抗議の手紙の大部分、特に数学以外の分野の専門家からの手紙は、この点を強く非難している。大学本部も数学の基礎教育が重要であることは認めているが、例えばカルキュラス(Calculus,数学の基礎教育科目で日本の高等学校の上級から大学の教養課程における数学の前半部分程度を扱う総合科目)のコースの半分は、非常勤講師等でまかなえるとしている。

### B) 改革案の改訂

大学内外からの激しい抗議にあい、ロチェスター大学の大学本部は1996年 3 月に次のような新しい提案を行い、数学教室もこの提案に同意した。

- 1) 物理学・宇宙物理学教室は数学教室と2人の併任教官を導入し、数学教室と連携して教育・研究を行う。
- 2) 数学教室の大学院は、より小さいが質の高いものに転換する。
- 3) 数学教室の教官構成は15人のテニュア教官のみからなり、契約教官は置かない。
- 4) 数学教室は他の教室と協力して、学部レベルの数学教育、特にカルキュラスの改善を行う。

旧来の数学教室を維持するのとルネッサンス計画にあった案とを足して二で割ったような妥協案であるが、結局は1992年における数学教室(テニュア教官が25人)から見れば60%の大きさになったということである。数年の内にトップクラスの教官が去ることになり、ロチェスター大学の数学教室、特に位相幾何学の研究グループは見る影もないということになるであろう。

- C) ロチェスター大学の事例が示唆するもの 上記のロチェスター大学の事例は、幾つかの検討課題を示唆している。
  - 1) 私立大学が財政危機に陥ったとき、大胆ではあるが近視眼的な改革案が

浮かび上がる危険性がある。

- 2) 大学の研究・教育の評価システムは、国情、社会情勢、地域性、学問分野などに深く配慮したものでなければならず、普遍的な評価方法など無いと考えるべきである。アンケート、世論調査などによるジャーナリスティックな評価は厳に慎むべきである。種々の決定を下すときに評価を参考にするのは当然であるが、一面的な評価のみに依るべきではない。
- 3) 大学の構造改革を行うとき、ある分野が対外的に見て力が無くても、大学全体の教育・研究の調和を考えて、必要ならばその分野に投資をして強くするべきである。この見地から、現在英国で実施されている研究評価システムとその利用形態は今後とも注視し続けるべきである。

(丸山 正樹)

## 12 高等教育における地方国立大学の位置と使命

― 地方国立大学の視点から ―

地方国立大学を「東京都及び政令指定都市以外の地域に所在する国立大学」とした場合、国立大学に占める地方国立大学の割合は、大学数において70%弱(67大学)、学生数においては60%弱(6万1千名、平成8年度入学定員)となる。この数値は、一県一大学原則に基づき設置された地方国立大学が、戦後の教育改革の中で、新しいタイプの大学として日本社会に定着してきたことを物語るものである。

地方国立大学は、①地域社会の発展、②地域社会と結びついた大学教育の創造、③教育の機会均等と持続的な人材開発、④国立大学として、学術文化立国の根幹を担う、という四点において、今後とも重要な役割を担うものである。

国立大学は、高等教育の社会的公共性にかんがみ、国家資金をもって実施する公共サービスであり、今後においてもその重要性はますます高まるものと思われる。この中で、地方国立大学は、21世紀の日本の大学の在り方の一つの典型として、学術研究、人材養成において独自の役割を果たさなければならない。地方国立大学は、小規模な大学としての利点を生かし、地域社会の文化環境の中で新しい発想や生き方を作り出す可能性を持っている。

中央と地方、地方と地方との社会的、経済的及び文化的等の格差がますます 拡大している状況の中で、大学が地方公共団体や民間の資金によって運営せざ るを得ないことになれば、この格差は一層拡大し、将来の日本社会に望まれて いる、各地方がその独自性を発揮しつつ、バランスのとれた発展を遂げる上で 大きな障害になると考えられる。

### 1. 地域社会の発展にとって、地方国立大学は不可欠の存在

地方国立大学は、各地方の学術・文化・教育の普及と発展及び地方における 産業振興にとって大きな役割を果たしてきた。文化の時代、地方の時代は、これを支え、実行できる人材と能力、文化と技術の蓄積なしには達成されない。 日本のそれぞれの地域社会は、大学の存在とその機能を内に含み込むことによって、個性的に発展してきたのである。地方国立大学に対するこれまでの投資や実績を無視することは国民的損失以外の何ものでもない。

#### 2. 地域社会と結びついた大学教育の創造

開かれた大学ないしは大学の社会的貢献は時代の要請である。大学は、教育、

研究、公共サービスの3つの任務を掲げて再構築される必要がある。

その際、学生教育の視点が強調される必要がある。地方国立大学においては、 学生と地域社会は身近かな関係にあり、学生の様々な学外での活動は地域社会 の共感や支援及び参加を促すものとなっている。

それは、地域社会の大学への理解を増進させ、大学の地域社会における存在感を増大させている。他方で、それはまた、学生教育の新しい内容と形態を生み出す契機となっている。すなわち、学生の諸活動は学生自身の知識の獲得と意欲を啓発し、創造性を培うものとなっている。

こうした地域社会における大学教育の創造は、今後の大学教育の豊かな展開を予想させるものであり、地方国立大学は、教育活動の改革を通して新しい大学の在り方を確立するパイロットの役割を果たすものといえる。

### 3. 教育の機会均等を確保し、持続的な人材開発を担う上で不可欠の存在

学生の所得階層別出身について、国立大学全体として見れば、確かに公立、 私立の学生との間に平準化傾向があるのは確かであるとしても、地方国立大学 の学生は、所得階層別出身において、依然として低位の者が集中し、経済的障 害にも大きなものがある。こうした事態が一挙に改善されるとは思われない。 また、別の形でこうした課題が解決されるとも思われない。

地方国立大学は、ユニバーサル・アクセス時代の到来に向けて高等教育への 国民的機会の拡充に努めるとともに、持続的で活力ある人材養成を引き続き推 進する必要がある。

世帯主の収入階層区分別学生数の割合(大学昼間部) (平成 6 年度)

区分	第Ⅰ五分位	第Ⅱ五分位	第Ⅲ五分位	第Ⅳ五分位	第V五分位
	↑M ~ 5,569	5,570 ~7,386	7,387 ~9,168	9,169 ~11,800	11,801~ 千円
国立	24.0	18.8	23.9	18.3	15.0
公立	22. 2	20.6	24.5	17.8	14.9
私立	20.1	16.5	20.9	20.5	22.0
平均	20.9	17.1	21.6	20.0	20.4
高知大学	49.0	21.7	13.3	5.7	10.3

### 4. 国立大学として学術文化立国の根幹を担う

地方国立大学は、小規模であり、様々な制約の下に置かれてきた。社会も大学自身も限定された自己像を描いてきたことも事実である。この中にあって、地方国立大学は、人文、社会、自然の各分野にわたる研究体制と人材を擁し、相互の連携の中で独自の文化空間を形成してきた。このような大学の在り方は、日本の全ての地域社会に一定の質と内容の学術研究体制を確立し、もって日本の高等教育の均衡のとれた発展に不可欠のものである。

地方国立大学は、教育活動に加え、多様な分野の研究活動を推進してきた。これまでも必ずしも恵まれたとはいえない研究条件の中で、数多くの世界に問える研究業績を挙げている。巨大科学の分野は研究の体制・経費において選択的にならざるを得ず、この面では地方国立大学の体制が不備であることも事実である。しかしながら、人材においては大きな潜在能力を有していることは明らかであり、研究技術開発に対する投資効果は高い。基礎的研究を教育と結合しながら系統的に推進してきた。これらの研究を総合的に発展させるためには、地方国立大学の体制をさらに充実させ、研究交流を活発化する必要がある。それは、21世紀の学術文化立国の不可欠のシステムであり、地域の期待にも応えるものである。

(立川 涼)

# 13 国立大学のリストラクチャーへの一私案

### 1. 国立大学は活性化できるか

国立大学を民営化せよという要求がでてくる背景として考えられるのは、国立大学自身にリストラクチャーのための能力がないという判断が世の中に広く存在しているという事実である。国立大学が内部改革の能力を持たないとすれば、民営化によって市場原理を導入し、努力に応じて市場からの「報酬」と「ペナルティ」が与えられるようにしなければ、日本の大学は活性化しないというわけである。

しかし、それでは民営化されている日本の私学が、高等教育の担い手として 理想的な状況を生みだしているかというと、残念ながらそうではない。また、 市場原理そのものが教育研究に対する正しい資源配分を実現するという考え方 にも限界があることは先に示したとおりである(1.「市場原理と高等教育の 在り方」)。

現在の大学のあり方に問題があり、また、民営化も最善の解決策ではないとすれば、どこに解決の糸口を見いだせばよいのであろうか。この問題に対する解決策については、詳細な分析が必要になるが、ここではインセンティブ・メカニズム (競争原理) の観点からひとつの私案を示してみたい。

日本の高等教育システム(初等教育にも同様の問題が存在するがここでは触れない)に何が欠落しているのかというと、大学間(私学を含む)、大学内の教師間や学生の間に適切なインセンティブ・メカニズム、あるいは、競争原理が存在していないということである。「頑張っても、頑張らなくても」それほど変化が生まれない状況では、「合理的な」個人、あるいは組織は「頑張らない」方を選択する。このことが組織の停滞をもたらす。

従って、大学改革を推進する第一歩として考えなければならないのは、どうすれば適切な形での競争原理、あるいは、有効なインセンティブ・メカニズムを導入できるのかという点に集約できる。重要な点は、大学改革の本質が大学の設置形態にあるのではなく、一定の教育政策をベースにして、大学間や大学内に「努力が報われる」競争メカニズムを導入することにあるということである。もし、教育や研究促進という観点から見て適切なインセンティブ・メカニズムが導入できれば、国立大学のリストラクチャーの可能性は高まるであろう。

#### 2. 四つの提言

国立大学をリストラクチャーするため、次の提言をしたい。

### (1)評価委員会を創設し、資金配分方法を改革

各専門分野ごとに業績の顕著であった研究者(過去に一定の業績があり、研究内容を学問的に評価できる者)からなる全国レベルの評価委員会を創る。評価委員会は既得権や特定の人脈の影響力を排し、真に客観的と見なしうる組織でなければならない。そこに、研究者あるいは研究プロジェクトから出されてきた研究計画書や各大学の教育改革案の評価を委ね、その評価をベースに、一定のルールに基づいた資金配分が行われるようにする。評価委員会の査定が客観的かつ効率的に行われるように制度的工夫が必要なことはいうまでもないが、場合によっては利害関係の少ない外国人の優秀な研究者などにも参加を要請する。

ただし、その前段階として、国の教育政策の大きな枠組みが確定していなければならない。どの分野を重視するのか、すぐには役に立たないかもしれない基礎研究や人文科学などへはどの程度の資金を配分するのかといった高次の判断は、別途、何らかの政治的プロセスによらざるを得ない。

(2)国立大学教官を契約制にするなど、業績に応じた処遇が可能になるよう に工夫

大学は教員の採用契約時に任期や年俸など、自由に契約できるものとする。 これにより、人事が固定化することを防ぎ、研究者の流動性が促進されると同 時に、業績の上がった研究者の処遇が改善できる。また、外国人研究者の採用 が容易になり、大学の国際化が一層推進される。

#### (3) 奨学制度の拡充

国立大学と私立大学の授業料に大きな格差があることに対する合理性は存在しない。親の所得が低いために進学できない学生については、奨学金制度を拡充すべきである。たとえば、授業料は私立並みに値上げするが、国立・私立とも、学生定員の30%程度の学生には、成績に応じて授業料免除にする、もっと成績の優秀な者には生活費も支給する、といった方策をとることにより、努力次第で誰でも大学への道が開かれるようにすればよい。親の所得が関係するのは入学時だけにすればよい。このような奨学金制度の改革が実現すれば、学生の間に奨学金をめぐる健全な競争が発生し、日本の大学が活性化することは確実である。

### (4) アドミニストレーションと研究教育の分離

現在の国立大学の事務機構はあくまで事務行政上の運営を円滑にするための 組織であるにすぎず、教育・研究の本質的な部分についての判断、決定能力は 低い。このため、大学教官の多くは様々な研究教育にかかわる雑事(入学試験 の監督をはじめ、数多くの学内委員会への参加など)に駆り出されており、大 学教官に十分な研究教育のための時間があるとはいえない。

アドミニストレーションと研究教育部門を明確に分離し、学部長などの執行部を除く多くの教官が研究教育に専念できる体制を整えることが急務である。 現在、教授会などで議論されていること、学内委員会で教官が集まって決めていることの大部分をアドミニストレーション部門に任せ、学部長(学長)の権限を強化する必要がある。

特に、教育・研究活動の国際化が急務である今日、国際化を強力に推進できる事務機構を作り上げ、また、各大学は自身の判断によって必要な人材を採用する権限を与えられる必要がある。

以上のような改革を実行することで、大学改革はかなりの程度進むと期待できるが、その際、各大学や各研究プロジェクトごと、あるいは、各教官個人のパフォーマンスにより処遇に差が生じる制度にすることこそ、効率的かつ公正な制度であろう。このような問題は、単に国立大学を民営化すれば解決される問題ではない。重要なのは、与えられた予算のもとで、教育・研究の効果が最も高まる体制、特に、研究や教育に適切なインセンティブ・メカニズムが創り出されるような体制を真剣に模索する努力である。

(中谷 巌)

# 14.国立大学のリストラクチャーへの一私案

国家財政の投資に比較して「国立大学の教育・研究の成果が上がっているか」という観点に立てば、その答えを自信を持って「イエス」とは言えない。現在の国立大学の制度にはムダが多すぎるし、教育・研究の活性化を阻害する要因も多い。大学の教育・研究に「効率」という見方を取り入れる必要があることは理解できるが、現実的には「効率」の導入が大学の活性化に役立つかといえば非常に難しい。

「大学の教育・研究が活性化していない」といわれる原因の全てが「国立大学であるための文部省の規制」によるものとは思えない。一番大きいのは大学人、特に大学の教官の意識の問題である。現在、大学が社会から何を問われ、何が問題とされているかを多くの国立大学の教官は理解していない。各大学人が、今大学が問われている問題を真剣に議論することがリストラの第一歩である。

国立大学の教官の意識が現状のままでは、どんな設置形態になろうとも大学の教育・研究は真に活性化しないであろう。また大学は社会と分離しては存在し得ない。一方確かに、国立大学を取りまく様々な規制の緩和が行われつつあり、その成果を大学はいま十分生かしているか、といえば未だ非常に不十分である。大学を「国立大学」を真に教育・研究の場として活性化するにはどのような議論が必要か、現在社会や財界、財政制度審議会・行政改革会議等での論点に則しながら、いくつかの問題点を整理してみる。

今、大学はまず自らが変貌し、改革の方向を社会に見せるべきであると認識 しているが、大学の改革は大学のみでは出来ない部分も多々あるのも現実であ る。社会に対する必要最低限の要望は国大協としても、きちんと発言すべきで ある。

1. 「国立大学に市場原理(=競争原理)を」が謳い文句のように言われるが、大学にとっての市場原理=競争原理とは何か? 大学の「生産物=products」は何か? 大学の製品のどの機能で競争するのか? 等について真剣に議論すべきである。その上で社会からの批判に答えるべきである。

大学の使命は教育(=人材の育成)と研究(=基礎研究)である。人材といっても企業に入り即戦力となる人材から、5年~10年後に真価を発揮する人材まで多様であるし、研究といっても、すぐ生産に結びつく「特許的」なものから、学問のための研究までその幅は広い。大学はこのような時間的にも物質的

にも多様な製品を生産している。これらの製品のどの機能をどの側面で競争するのか? 単なる技能ならば専修学校で技能を修得する方が手っ取り早く、効率的である。

- 2. 大学の「生産物=products」は何か、競争原理があるとすれば何で競争するかがはっきりすれば、その性能・役割をどのように「評価」するかが問題となる。大学の多様な生産物を「評価」する尺度は何か。評価・評価体制には社会的な信頼が必要である。大学自身にとっても社会的にも信頼される評価とはどのようにして行うべきか、明示的な評価を最も苦手とするわが国の国民性の下で試行錯誤的にでも積極的に試みるべきである。
- 3. 国立大学に競争原理を導入し、活性化すべきであるという論理は理解しやすい。しかし、完全競争市場が成立するためには、全ての財(=生産物)に対して多数の売り手と買い手が存在し、各財の需要と供給に応じて毎日(或いは毎分でも)価格決定が行われる必要がある。ある特定の労働力(技能)に対する売り手や買い手も多数存在すると仮定でき、ある労働者がある日突然解雇されても、次の日に同じ賃金で他の会社で働くことが出来る、即ち彼の技能を買ってくれる企業が多数存在する必要がある。

特に、教育にこのような経済原理を完全に持ち込むことは不可能である。と すればどのような条件の下での「市場原理=競争原理」が導入され得るのか、 国大協としても突っ込んだ議論が必要である。

現行制度の中でまず、必要な国立大学のリストラの観点として次の4点を指摘したい。

○ 当面の国立大学のリストラの要点は「学長、学部長」が経営感覚を持つことである。「学長のリーダーシップとは何か」というとむしろ分かりにくくなる。国立大学といえども一種の経営である。経営にはトップの判断とリーダーシップが不可欠である。

これは現在の対文部省交渉を通しての大学の改革においても必要な感覚である。学長・学部長には高度の政治性と教育・研究に対する鋭い先見性が要求される。それは民間企業のトップに要求される資質とそれほど違いはないと思う。

国立大学の運営の改革は自らの手でまだまだ可能な部分が多い。現在の国立 大学の制度でも教授会がやろうとすればかなりのことが実行できると思う。大 学あるいは学部の運営に全教官が平等に関与することは不可能であり、非効率 的である。教授会で必要な機能的なシステムを議論し、導入すればよい。「教育」も100%自由ではない。個人の趣味に走ることは避けるべきである。大学は教育機関であり私塾ではない。教官は自らの立てた、大学の方針に従って、その教育目標を達成するよう教育すべきである。勿論、どのような教育目標を掲げ、何を教育すべきかは大学の方針として全学の合意の下で行われなければならない。

現行の国立大学で可能なリストラを十分行わないでその基盤を変えることは 非常に危険で、現在のシステムが持っている良い部分、残さなければならない 部分を破壊することになりかねない。

○ 教育・研究の活性化には大学における、古き「フンボルト主義」との決別が必要である。特に、学部教育の集団と大学院における研究集団との分離である。この体制は、大学院を中心とした大学の教育・研究の基本であると考える。これにより基礎教育の混乱を排除しつつ、多様なプロジェクト研究と外部資金の活用の道が開ける。システムは個々の大学で異なるであろう。それぞれの大学固有のシステムを模索、構築すべきである。

○ 学生、特に大学院生に純粋な奨学金としてではなく、一種の給与としての 奨学金を支払う論理の構築である。この論理の構築と社会的な認知が得られな いと、多様な研究費の中から大学院生に「奨学金(無償=一種の給与)」が支 払えなくなる。

これからの大学は、公的ないわゆる奨学金だけではなく、多様な研究費の中から大学院生に「奨学金」を支払うシステムを構築すべきである。

この道を開かないで、大学院における教育・研究の活性化はない。

○ 大学は社会に対して要求する前に、まず自己改革すべき点が多々存在する と思うが、次の点だけは改めてほしい。

企業は就職=採用に際して、学生の能力を評価し、初任給を決めるべきである。現在のように、勉強してもしなくても、成績優秀でも普通でも同じ初任給で、しかも全国の企業が業種に依らずほぼ同じ初任給である社会が学生にどのような個性と、創造性を期待しているのか?

わが国の企業のこの体質を改めなくて、学生の勉学意欲の活性化は困難である。

(野村 浩康)

### 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会

委員長	阿	部	謹	也	(一橋大学長)
委 員	中	嶋	嶺	雄	(東京外国語大学長)
"	木	村		孟	(東京工業大学長)
"	武	藤	輝	_	(新潟大学長)
"	慶	伊	富	長	(北陸先端科学技術大学院大学長)
"	馬	渡	尚	憲	(東北大学教授)
"	宮	島		洋	(東京大学教授)
"	金	子	元	久	(東京大学教授)
"	中	谷		巌	(一橋大学教授)
"	岸	本	重	陳	(横浜国立大学教授)
<b>"</b>	野	村	浩	康	(名古屋大学副学長)
"	潮	木	守		(名古屋大学教授)
"	田	中	成	明	(京都大学教授)
"	吉	田	和	男	(京都大学教授)
"	丸	山	Œ	樹	(京都大学教授)
"	猪	木	武	徳	(大阪大学教授)
"	天	野	郁	夫	(国立学校財務センター教授)

### 委員以外で意見を頂いた方

"	丹	保	憲	仁	(北海道大学長)
<i>"</i>	海	妻	矩	彦	( 岩 手 大 学 長 )
<i>"</i>	₩.	Ш		涼	( 髙 知 大 学 長 )